



島根県報

平成24年3月27日（火）

号外第30号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県情報公開条例の一部を改正する条例	(総 務 課)	22
特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	(人 事 課)	24
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(〃)	26
県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(教育庁総務課)	55
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	(〃)	62
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	69
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	70
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	71
職員の管理職手当の特例に関する条例	(〃)	72
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	74
島根県県税条例の一部を改正する条例	(〃)	75
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	77
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(〃)	82
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(環境生活総務課)	84
島根県立美術館条例の一部を改正する条例	(文化国際課)	88
島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例	(自然環境課)	89
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(高齢者福祉課)	91
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(青少年家庭課)	92
島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	127
島根県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	(障がい福祉課)	129
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(薬事衛生課)	130
島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例	(農業経営課)	132
島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例	(森林整備課)	133
島根県漁港管理条例の一部を改正する条例	(漁港漁場整備課)	134
島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例	(産業振興課)	135
島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例	(雇用政策課)	136
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	137
島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	(企業局総務課)	141
島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例	(企業局施設課)	143
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	〔 高 校 教 育 課 〕	145
	〔 義 務 教 育 課 〕	
島根県立図書館条例の一部を改正する条例	(社会教育課)	146
島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例	(文化財課)	147

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	148
東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例	(〃)	149
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	(〃)	151
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	(議 員 提 出)	170
議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	171

公布された条例等のあらまし

◇島根県情報公開条例の一部を改正する条例（条例第1号）

1 条例の概要

- (1) 実施機関に島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社（以下これらを「公社」という。）を追加することとした。（第2条関係）
- (2) 公社に係る非公開情報の取扱いを定めることとした。（第7条関係）
- (3) 公社がした公開決定等又は公社に対する公開請求に係る不作為について行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができるものとする事とした。（第19条関係）
- (4) 公社は、公文書を適正に管理するものとする事とした。（第36条の2 関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第2号）

1 条例の概要

(1) 知事等の給料の月額改正

区 分	改 正 前	改 正 後
知事	1,280,000円	1,240,000円
副知事	1,000,000円	970,000円
常勤の監査委員	670,000円	650,000円

(2) 病院事業管理者の給料月額改正

区 分	改 正 前	改 正 後
医師でない場合	800,000円	775,000円
医師である場合	1,000,000円	970,000円

(3) 教育長の給料月額改正

改 正 前	改 正 後
800,000円	775,000円

(4) 行政委員会の委員等の報酬額改正

区 分	改 正 前	改 正 後
教育委員会	委員長 月額 225,000円	月額 222,000円
	その他の委員 月額 185,000円	月額 183,000円
選挙管理委員会	委員長 日額 38,400円	日額 37,200円
	その他の委員 日額 32,000円	日額 31,000円
人事委員会	委員長 月額 225,000円	月額 222,000円
	その他の委員 月額 185,000円	月額 183,000円
非常勤の監査委員	識見を有する者 月額 270,000円	月額 266,000円
	議会の議員 月額 105,000円	月額 104,000円
公安委員会	委員長 月額 225,000円	月額 222,000円
	その他の委員 月額 185,000円	月額 183,000円
労働委員会	会長 月額 225,000円	月額 222,000円
	その他の公益委員 月額 185,000円	月額 183,000円
	労働者委員及び使用者委員 月額 160,000円	月額 158,000円

収用委員会	会長	日額	38,400円	日額	37,200円
	その他の委員	日額	32,000円	日額	31,000円
海区漁業調整委員会	会長	日額	38,400円	日額	37,200円
	その他の委員	日額	32,000円	日額	31,000円
内水面漁場管理委員会	会長	日額	38,400円	日額	37,200円
	その他の委員	日額	32,000円	日額	31,000円

(5) 附属機関の委員等の報酬日額の支給限度額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
附属機関の委員等	13,000円	12,800円
投票管理者等	11,000円	10,900円

(6) 収用委員会に係る鑑定人の手当額の支給限度額の改正

改 正 前	改 正 後
6,000円	5,900円

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第3号）

◇県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第4号）

◇市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第5号）

1 条例の概要

(1) 給料表の改正

職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の給料表を人事委員会の勧告どおり改正することとした。

(2) 期末手当の支給割合の改正

ア 職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）でイ及びウ以外のもの

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の115	100分の110
	12月	100分の135	100分の130
特定管理職員	6月	100分の95	100分の90
	12月	100分の115	100分の110

イ 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の60	100分の55
	12月	100分の75	100分の70
特定管理職員	6月	100分の50	100分の45
	12月	100分の65	100分の60

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6月	100分の135	100分の130
12月	100分の155	100分の150

(3) 勤勉手当の支給割合の改正

職員等で(2)のイ及びウ以外のもの

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6 月	100分の67.5	100分の65
	12月	100分の67.5	100分の65
特定管理職員	6 月	100分の87.5	100分の85
	12月	100分の87.5	100分の85

(4) 当分の間、55歳を超える職員等（(2)のイ及びウを除く。）のうち、行政職給料表6級相当以上のものの給料月額
は、給料表で定める給料月額から当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額を減じた額とすることとした。

(5) 平成18年4月1日に行った給料の切替えに伴う経過措置として支給する額は、平成27年3月31日までの間、次の
表に掲げる期間の区分に応じ、当該経過措置として支給する額の算定の基礎となる額から同表に定める割合をその
額に乗じて得た額を減じた額とすることとした。

期 間	割 合
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	100分の25
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100分の50
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の75

(6) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(7) その他規定の整理

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 条例の概要

期末手当の支給割合の改正（第2条関係）

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6 月	100分の140	100分の130

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 条例の概要

放射線取扱業務等従事手当の支給対象公署の改正（第25条関係）

改 正 前	改 正 後
保健環境科学研究所	総務部原子力安全対策課

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 条例の概要

(1) 知事等の給与の減額期間の改正

平成25年度まで2年間延長することとした。（第1条・第3条関係）

(2) 知事等の給与の減額率の改正（第1条―第4条関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
-----	-------	-------

知 事	100分の25	100分の20
副 知 事	100分の20	100分の15
常 勤 の 監 査 委 員 病 院 事 業 管 理 者 教 育 長	100分の18	100分の13

2 施行期日等

平成24年 4 月 1 日から施行し、平成24年 4 月分以後の給与について適用することとした。

◇職員の管理職手当の特例に関する条例（条例第9号）

1 条例の概要

(1) 減額期間

平成24年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

(2) 減額率

区 分	減 額 率
部 次 長 級	100分の12.5
課 長 級	100分の10

2 施行期日

平成24年 4 月 1 日から施行することとした。

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 条例の概要

(1) 地方税法の改正に伴う引用する条項の整理

(2) その他規定の整理

2 施行期日

1の(2)については公布の日から、1の(1)については平成25年 1 月 1 日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 条例の概要

(1) 県税に関する条例又は規則の規定による処分のうち、申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分について、島根県行政手続条例の規定により当該処分の理由を示すこととした。（第2条の2関係）

(2) 特定非営利活動促進法の改正に伴う規定の整理（第10条関係）

(3) 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、500円を加算して1,500円とすることとした。（附則第25項関係）

(4) その他規定の整理

2 施行期日

1の(3)については公布の日から、1の(2)及び(4)については平成24年 4 月 1 日から、1の(1)については平成25年 1 月 1 日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 条例の概要

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、

次に掲げる法律等に基づく事務のうち市町村に権限移譲しているものを削除することとした。(第2条の表第10号・第11号・第19号・第20号・第23号・第24号・第27号・第29号・第31号—第34号・第37号・第41号・第60号関係)

ア 墓地、埋葬等に関する法律

イ 水道法

ウ 駐車場法

エ 都市計画法(都市計画施設の区域内における建築の許可等に係る事務に限る。)

オ 土地区画整理法(土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある行為の許可等に係る事務に限る。)

カ 都市再開発法(測量及び調査のための土地の立入り等の許可、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある行為の許可等に係る事務に限る。)

キ 地方自治法(町若しくは字の区域の設定若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更に係る事務に限る。)

ク 母子保健法及び母子保健法施行規則

ケ 農地法(農地又は採草放牧地の権利の設定又は移転の許可等に係る事務に限る。)

コ 身体障害者福祉法

サ 知的障害者福祉法

シ 工場立地法

ス 社会福祉法及び社会福祉法施行規則(社会福祉法人に係る事務に限る。)

セ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

ソ 公有地の拡大の推進に関する法律

(2) 水道法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市に権限移譲することとした。(第2条の表第11号関係)

ア 専用水道の布設工事の設計の適合性の確認

イ 専用水道の給水の開始前の届出等の受理

ウ 専用水道の水道施設の改善の指示

エ 専用水道の水道技術管理者に対する警告又は設置者に対する水道技術管理者の変更の勧告

オ 専用水道の設置者に対する給水停止の命令

カ 専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査

(3) 松江市の特例市の指定に伴い、次に掲げる法律等に基づく事務のうち松江시에 権限移譲しているもの(準用河川の用に供されている国有財産に係る事務を除く。)を削除することとした。(第2条の表第20号・第23号関係)

ア 都市計画法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則等

イ 土地区画整理法及び土地区画整理法施行令

(4) 特定非営利活動促進法の改正に伴い、新たに次の事務を松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、海士町及び西ノ島町に権限移譲することとした。

(第2条の表第35号関係)

ア 認証の通知

イ 認証の取消し

ウ 登記事項証明書の受理

エ 事業報告書等、役員名簿又は定款等の謄写

(5) 次に掲げる法律及び政令の改正に伴う規定の整理

ア 土地改良法

イ 租税特別措置法施行令

ウ 社会福祉法

エ 老人福祉法

オ 介護保険法

(6) その他規定の整備

2 施行期日

1の(5)(ア及びウに限る。)及び(6)については公布の日から、1の(1)(イ、ク及びスを除く。)、(2)、(3)、(4)及び(5)(ア及びウを除く。)については平成24年4月1日から、1の(1)(イ、ク及びスに限る。)については平成25年4月1日から施行することとした。

◇住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第13号)

1 条例の概要

(1) 次に掲げる事務を知事又は知事以外の執行機関が本人確認情報を利用することができる事務に追加することとした。(別表第1・別表第2関係)

ア 県営住宅の家賃等の請求等又は敷金の還付に関する事務

イ 放置車両の使用者等に対する放置違反金の納付命令等に関する事務

(2) 次に掲げる事務を知事又は知事以外の執行機関が本人確認情報を利用することができる事務から削除することとした。(別表第1・別表第2関係)

ア 産業廃棄物搭載車両計量装置を設置する産業廃棄物処分業を営む者に対する補助金の交付に関する事務

イ 家畜人工授精師免許証の書換え交付に関する事務

ウ 県立高等学校の入学志願者のうち、保護者が県外に居住するもの等の出願審査に関する事務

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第14号)

1 条例の概要

(1) 特定非営利活動法人の認証制度の柔軟化等に伴う規定の整理(第3条—第8条関係)

ア 申請書又は当該申請書に添付された書類に不備があるときにこれを補正することができる場合は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする事とした。

イ 定款の変更の認証について規則で定める申請書を提出しなければならないこととした。

ウ 定款の変更の届出について規則で定めるところによることとした。

エ 事業報告書等の閲覧及び謄写について規則で定めるところによることとした。

(2) 認定特定非営利活動法人に係る手続等について次のとおり定めることとした。(第9条—第13条関係)

ア 規則で定める申請書を提出しなければならないこと。(第9条関係)

イ 認定をしたときの公示事項について規則で定めるところによること。(第10条関係)

ウ 県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のものは、定款の変更の届出及び事業報告書等の提出について特定非営利活動法人の場合に準じて行うこと。(第11条第1項関係)

エ 県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のものが定款の変更の認証を受けたときの書類の提出について規則で定めるところによること。(第11条第2項関係)

オ 役員報酬規程等の書類の提出について規則で定めるところによること。(第12条関係)

カ 役員報酬規程等の閲覧及び謄写について規則で定めるところによること。(第13条関係)

(3) 仮認定特定非営利活動法人に係る手続等について(2)のア、ウ、エ及びオに準じて行うこととした。(第14条関係)

(4) 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合等の認定につい

て規則で定める申請書を提出しなければならないこととした。(第15条関係)

(5) 引用する条項の整理

(6) その他規定の整備

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。ただし、1の(5)については、平成24年4月1日及び同年7月9日から施行することとした。

◇島根県立美術館条例の一部を改正する条例(条例第15号)

1 条例の概要

協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命することとした。(第24条関係)

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例(条例第16号)

1 条例の概要

(1) 島根県立自然公園条例の一部改正

ア 市町村が公園事業の一部を執行する場合における知事の承認を、協議とすることとした。(第7条関係)

イ 市町村が合併等により公園事業者の地位を承継する場合における知事の承認を、協議とすることとした。(第7条の3関係)

ウ その他規定の整備

(2) 島根県自然環境保全条例の一部改正

市町村が保全事業の一部を執行する場合における知事の承認を、協議とすることとした。(第18条関係)

(3) 島根県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正

国若しくは県の機関又は他の地方公共団体が指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は管理地区若しくは立入制限地区において知事の許可を要する行為をしようとするときに係る知事の同意を不要とすることとした。(第36条関係)

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 条例の概要

(1) 介護サービス情報の公表の事務に係る手数料の廃止(第3条・第4条・別表23の項関係)

(2) 介護サービス情報の調査の事務に係る手数料の廃止(第3条・第4条・別表23の項関係)

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第18号)

1 条例の概要

(1) 児童福祉施設の基準の目的を定めることとした。(第2条関係)

(2) 次に掲げる児童福祉施設に共通する設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第5条―第20条関係)

ア 入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、

児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができないこと。

イ 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないこと。

ウ 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

エ 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し親権を行う場合であって懲戒するとき又は懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないこと。

オ 児童福祉施設において食事を提供する場合の基準

カ 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。

キ その他児童福祉施設に共通する設備及び運営に関する基準

(3) 助産施設について、次に掲げる基準を定めることとした。(第21条—第24条関係)

ア 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とすること。

イ 第二種助産施設に置かなければならない職員及びその資格

ウ その他助産施設の設備及び運営に関する基準

(4) 乳児院について、次に掲げる基準を定めることとした。(第25条—第34条関係)

ア 寝室、観察室、調理室等の面積その他設備の基準

イ 置かなければならない職員及びその資格

ウ 置かなければならない看護師の数

エ 乳児院の長の資格等

オ その他乳児院の設備及び運営に関する基準

(5) 母子生活支援施設について、次に掲げる基準を定めることとした。(第35条—第43条関係)

ア 母子室等の面積その他設備の基準

イ 置かなければならない職員及びその資格

ウ 母子生活支援施設の長の資格等

エ 保育所に準ずる設備に置かなければならない保育士の数

オ その他母子生活支援施設の設備及び運営に関する基準

(6) 保育所について、次に掲げる基準を定めることとした。(第44条—第51条関係)

ア 乳児室又はほふく室、調理室等の面積その他設備の基準

イ 食事の提供について、保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる要件

ウ 置かなければならない職員及び保育士の数

エ 保育の内容

オ その他保育所の設備及び運営に関する基準

(7) 児童厚生施設について、置かなければならない職員及びその資格、その他の設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第52条—第55条関係)

(8) 児童養護施設について、次に掲げる基準を定めることとした。(第56条—第65条関係)

ア 児童の居室、調理室等の面積その他設備の基準

イ 置かなければならない職員及びその資格

ウ 児童指導員及び保育士の総数及び看護師の数

エ 児童養護施設の長の資格等

オ その他児童養護施設の設備及び運営に関する基準

- (9) 情緒障害児短期治療施設について、次に掲げる基準を定めることとした。(第66条—第73条関係)

ア 児童の居室、調理室等の面積その他設備の基準

イ 置かなければならない職員及びその資格

ウ 児童指導員及び保育士の総数

エ 情緒障害児短期治療施設の長の資格等

オ その他情緒障害児短期治療施設の設備及び運営に関する基準

- (10) 児童自立支援施設について、次に掲げる基準を定めることとした。(第74条—第84条関係)

ア 設備に関する基準

イ 置かなければならない職員及びその資格

ウ 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数

エ 児童自立支援施設の長の資格等

オ その他児童自立支援施設の設備及び運営に関する基準

- (11) 児童家庭支援センターについて、置かなければならない職員及びその資格、その他の設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第85条—第87条関係)

- (12) 特例幼保連携保育所の遊戯室等の面積その他設備の基準及び保育士の数等の特例に関する基準を定めることとした。(附則第2項—附則第7項関係)

- (13) 児童福祉施設の基準に係る省令の経過措置についての規定は、この条例の施行の日以後においても、当該規定の例により適用することとした。(附則第8項関係)

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第19号)

1 条例の概要

- (1) 条例の題名を島根県認定こども園の認定要件に関する条例に改めることとした。

- (2) 認定こども園の認定の要件に次の要件を加えることとした。(第2条・第13条関係)

ア 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園のいずれかに該当する施設であること。

イ 子育て支援事業のうち、認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

ウ 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

- (3) その他規定の整備

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(条例第20号)

1 条例の概要

- (1) 条例の題名を島根県障がい者施策審議会条例に改めることとした。

- (2) 機関の名称を島根県障がい者施策審議会に改めることとした。(第1条関係)

- (3) 引用する条項の整理

2 施行期日

1の(1)及び(2)については障害者基本法の一部を改正する法律附則第1条第1号の政令で定める日(以下「政令で定

める日」という。)又はこの条例の公布の日(以下「公布日」という。)のいずれか遅い日から、1の(3)については公布日及び政令で定める日又は公布日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第21号)

1 条例の概要

(1) 食品衛生検査施設の基準

ア 設備の基準は、食品衛生法施行規則で定める基準の例によることとした。(第8条第1項関係)

イ 職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする事とした。(第8条第2項関係)

(2) 飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業の施設の基準の追加

生食用食肉を加工し、又は調理する場合には、調理室等に専用の場所を設け、次に掲げる専用の設備を設け、及び肉塊が接触する設備は専用のものを設けることとした。(別表第2関係)

ア 手指の消毒設備及び流水式手洗い設備

イ 器具を洗浄するための流水式で、下洗いと仕上げ洗いを区分して行うことができる設備

ウ 器具の殺菌又は消毒ができる設備

エ 温度計を備えた加熱殺菌設備(加工を行う場合に限る。)

オ 加熱殺菌後に用いる冷却設備(加工を行う場合に限る。)

(3) 自動車等又は店舗による食肉販売業の施設で販売できる包装食肉に生食用食肉を追加することとした。(別表第2関係)

(4) その他規定の整理

2 施行期日

1の(4)については公布の日及び平成24年4月1日から、1の(1)については平成24年4月1日から、1の(2)及び(3)については平成24年6月1日から施行することとした。

◇島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例(条例第22号)

1 条例の概要

飯南寮に係る寄宿舎使用料の額の改定(第6条関係)

改 正 前		改 正 後	
月額	3,000円	月額	9,000円

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例(条例第23号)

1 条例の概要

指定猟法禁止区域等の標識の寸法を規則で定めることとした。(第2条関係)

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県漁港管理条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 条例の概要

別表第1から五十猛漁港を削除することとした。(別表第1関係)

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 条例の概要

- (1) 調査に係る手数料を廃止することとした。（第5条・別表関係）
- (2) アナログ写真の写真撮影に係る手数料を廃止することとした。（別表関係）
- (3) デジタル写真の写真撮影に係る手数料の額を改定することとした。（別表関係）

改 正 前	改 正 後
1 視野につき1,960円。ただし、1 視野増すごとに860円を加算する。	1 視野につき1,310円。ただし、1 視野増すごとに610円を加算する。

- (4) 成績書等の複本の交付に係る手数料のうち写真を含む場合の加算額を廃止することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 条例の概要

- (1) 県が技術校以外の施設において行うことができる職業訓練は、次のいずれにも該当するものとする。こととした。（第7条関係）

ア 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。

イ 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。

ウ 教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

- (2) 技術校以外の施設により行われる教育訓練を技術校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とすることとした。（第8条関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 条例の概要

- (1) 県営住宅の入居者は、現に同居し、又は同居しようとする親族がある者でなければならないこととした。（第6条第1項関係）
- (2) 高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（要介護者を除く。）にあつては、(1)の条件を具備することを要しないこととした。（第6条第2項関係）
- (3) 入居しようとする者が要介護者に該当するかどうかを判断する場合における手続を定めることとした。（第6条第3項・第4項関係）
- (4) 過疎地域その他の地域内の県営住宅においては、(1)の条件を具備するものとみなすこととした。（第6条第6項関係）
- (5) 公営住宅の借上げに係る契約の終了若しくは公営住宅の用途の廃止に伴い入居する県営住宅又は災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる県営住宅の入居資格の特例を定めることとした。（第6条の2関係）
- (6) その他規定の整備

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 条例の概要

(1) 江の川工業用水道における原水の料金の新設（別表関係）

区 分	単価（1立方メートル当たり）
基本料金	9円
特定料金	9円
超過料金	18円

(2) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（条例第29号）

1 条例の概要

(1) 布設工事監督者を置かなければならない水道の布設工事は、県が行う水道用水供給事業に係るものとすることとした。（第2条関係）

(2) 布設工事監督者の資格を定めることとした。（第3条関係）

(3) 水道技術管理者の資格を定めることとした。（第4条関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,627人	1,626人	△1人
	事務職員、技術職員その他の職員	195人	196人	1人
特別支援学校	教育職員	934人	983人	49人
	事務職員、技術職員その他の職員	80人	80人	—
小学校及び中学校	教育職員	5,277人	5,157人	△120人
	事務職員及び技術職員	361人	360人	△1人

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県立図書館条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 条例の概要

協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命することとした。（第5条関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 条例の概要

協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命することとした。（第20条関係）

2 施行期日

平成24年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 条例の概要

警察官の定員の改正（第2条関係）

区 分	改 正 前	改 正 後	増 減
警視	72人	72人	—
警部	146人	147人	1人
警部補及び巡査部長	824人	831人	7人
巡査	432人	436人	4人
計	1,474人	1,486人	12人

2 施行期日

平成24年 4 月 1 日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（条例第34号）

1 条例の概要

(1) この条例は、東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の特例に関し規定することを目的とすることとした。（第1条関係）

(2) 職員が次に掲げる作業に従事したときは、救難作業等手当を支給することとした。（第2条第1項関係）

ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

イ 原子力災害対策本部長の指示（以下「本部長指示」という。）により警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（アの作業を除く。）

ウ 本部長指示により、居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（ア及びイの作業を除く。）

(3) (2)の手当の額は、1日につき、次に掲げる作業の区分に応じて次に定める額とすることとした。（第2条第2項関係）

ア (2)のアの作業のうちイに掲げるもの以外のもの 20,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、40,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額）

イ (2)のアの作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの 5,000円

ウ (2)のイの作業のうち屋外において行うもの 10,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、20,000円）

エ (2)のイの作業のうち屋内において行うもの 2,000円

オ (2)のウの作業のうち屋外において行うもの 5,000円

カ (2)のウの作業のうち屋内において行うもの 1,000円

(4) 同一の日において、(3)のアからカまでの作業のうち2以上の作業に従事した場合には、これらの作業に係る手当のうちその額の最も高いものを一を支給することとした。（第2条第3項関係）

(5) (3)のウ又はオの作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る救難作業等手当の額は、(3)及び(4)により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とすることとした。（第2条第4項

関係)

- (6) 職員が東日本大震災に対処するため救難捜索等の作業に引き続き5日以上従事した場合の救難作業等手当の額は、1,680円とすることとした。(第3条関係)

2 施行期日等

公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用することとした。

◇警察に関する手数料条例の一部を改正する条例(条例第35号)

1 条例の概要

- (1) 運転免許証の再交付手数料及び運転経歴証明書の再交付手数料について、著しく激甚な災害により被害を受け、手数料を免除することが適当であると公安委員会が認める者には、これを免除することができることとした。(第6条関係)

- (2) 運転免許試験等に係る手数料の改定

ア 運転免許試験(別表第1の38の項関係)

区 分		改正前	改正後
大型自動車免許又は中型自動車免許	技能検査合格者(以下「検査合格者」という。)及び指定自動車教習所卒業生(以下「指定教習所卒業生」という。)	1,850円	1,600円
	特定失効者	2,000円	1,900円
	試験の一部免除を受けない者(公安委員会が提供する自動車を使用しないで受ける場合。以下「自動車不使用」という。)	4,950円	4,600円
	試験の一部免除を受けない者(公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合。以下「自動車使用」という。)	8,650円	7,700円
普通自動車免許	検査合格者及び指定教習所卒業生	2,100円	1,800円
	特定失効者	2,050円	1,900円
	試験の一部免除を受けない者(自動車不使用)	2,400円	2,200円
	試験の一部免除を受けない者(自動車使用)	3,400円	3,050円
特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動2輪車免許、普通自動2輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)	指定教習所卒業生	2,000円	1,750円
	特定失効者		1,900円
又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許	試験の一部免除を受けない者(自動車不使用)	2,950円	3,050円
小型特殊自動車免許又は	特定失効者	2,050円	1,900円

原動機付自転車免許	試験の一部免除を受けない者	1,650円	1,500円
大型自動車第2種免許、 中型自動車第2種免許又 は普通自動車第2種免許	指定教習所卒業者	2,000円	1,750円
	特定失効者		1,900円
	試験の一部免除を受けない者（自動 車不使用）	4,500円	4,600円
	試験の一部免除を受けない者（自動 車使用）	7,700円	7,650円
仮免許	指定教習所卒業者	2,000円	1,700円
	失効者（6月超え1年未満）	1,650円	1,550円
	試験の一部免除を受けない者（自動 車不使用）	3,100円	3,000円
	試験の一部免除を受けない者（自動 車使用）	4,750円	4,550円

イ 技能検査（自動車の運転について必要な技能の有無の検査）（別表第1の38の2の項関係）

区 分		改正前	改正後
大型自動車仮免許又は中 型自動車仮免許を受けて いる者	自動車不使用	3,950円	3,850円
	自動車使用	7,650円	6,950円
普通自動車仮免許を受け ている者	自動車不使用	4,300円	4,050円
	自動車使用	5,300円	4,900円

ウ 免許に付された限定を解除するための審査（別表第1の39の項関係）

区 分		改正前	改正後
自動車不使用		1,700円	1,550円
自動車使用		3,350円	3,100円

エ 免許証交付等（別表第1の40の項・41の項関係）

区 分		改正前	改正後
交付手数料	第1種運転免許証又は第2種運転免 許証	2,100円	2,050円
	1種類の免許に係る免許証に 他の種類の免許を記載して交 付に代える場合	2,100円に他の種類の 免許を加えるごとに 200円	2,050円に他の種類の 免許を加えるごとに 200円
	仮運転免許証	1,200円	1,100円
再交付手数料	第1種運転免許証又は第2種運転免 許証	3,650円	3,600円
	仮運転免許証	1,200円	1,100円

オ 技能検定員審査等（別表第1の43の項・45の項関係）

区 分		改正前	改正後
技能検定員審査	大型自動車免許又は中型自動車免許	24,700円	23,500円
	普通自動車免許	20,500円	19,650円
	特定第1種免許	14,100円	14,500円
	大型自動車第2種免許、中型自動車 第2種免許又は普通自動車第2種免	22,450円	21,850円

	許（以下「大型自動車第2種免許等」という。）		
教習指導員審査	大型自動車免許又は中型自動車免許	15,650円	15,000円
	普通自動車免許	12,150円	11,800円
	特定第1種運転免許	9,500円	9,450円
	大型自動車第2種免許等	13,300円	12,850円

カ 再試験（別表第1の46の項関係）

区 分		改正前	改正後
普通自動車免許	自動車不使用	2,050円	1,950円
	自動車使用	3,050円	2,800円
大型自動2輪車免許又は普通自動2輪車免許	自動車不使用	1,900円	1,700円
	自動車使用	3,550円	3,250円
原動機付自転車免許		1,150円	1,000円

キ 更新（別表第1の47の項関係）

区 分		改正前	改正後
県内に住所を有する者からの申請		2,550円	2,500円
県外に住所を有する者からの経由申請		2,550円	2,500円
経由申請手数料		600円	500円

ク 運転経歴証明書再交付（新設）（別表第1の47の4の項関係）

区 分	手数料の額
運転経歴証明書再交付手数料	1,000円

ケ 国外（国際）運転免許証交付（別表第1の48の項関係）

区 分	改正前	改正後
国外運転免許証交付手数料	2,650円	2,400円

コ 講習（別表第1の49の項関係）

区 分		改正前	改正後
取消処分者講習		1時間につき 2,600円	1時間につき 2,450円
停止処分者講習		1時間につき 2,300円	1時間につき 2,200円
取得時講習	大型自動2輪車免許	1時間につき 4,200円	1時間につき 4,150円
	普通自動2輪車免許	1時間につき 4,100円	1時間につき 4,050円
	原動機付自転車免許	1時間につき 1,350円	1時間につき 1,400円
	応急救護処置講習	1時間につき 1,200円	1時間につき 1,250円
指定自動車教習所職員講習		1時間につき 750円	1時間につき 650円
初心運転者講習	普通自動車免許	1時間につき 2,150円	1時間につき 2,100円

	大型自動2輪車免許	1時間につき 2,800円	1時間につき 2,750円
	普通自動2輪車免許	1時間につき 2,700円	1時間につき 2,600円
	原動機付自転車免許	1時間につき 2,550円	1時間につき 2,450円
更新時講習	優良運転者	700円	600円
	一般運転者	1,050円	950円
	違反者又は初回更新者	1,700円	1,500円
	失効後再取得して違反のない者	1,050円	950円
違反者講習	実車	13,400円	13,350円
	社会活動参加	9,400円	9,200円

サ 審査細目の免除により技能検定員審査手数料の額から減ずる額（別表第2関係）

審査細目	審査種別	減 ず る 額	
		改正前	改正後
1 技能検定員として必要な運転技能	普通自動車免許	3,950円	3,750円
	特定第1種運転免許	1,350円	1,300円
	大型自動車第2種免許等	4,600円	4,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許	7,050円	7,000円
	普通自動車免許	6,750円	6,400円
	特定第1種運転免許	2,250円	2,200円
	大型自動車第2種免許等	7,950円	7,800円
3 教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許	2,150円	2,100円
	普通自動車免許	1,900円	1,850円
	特定第1種運転免許	2,150円	2,100円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	2,150円	2,100円
	普通自動車免許	1,900円	1,850円
	特定第1種運転免許	2,150円	2,100円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	2,200円	2,250円
	普通自動車免許	1,950円	2,000円
	特定第1種運転免許	2,050円	2,250円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	2,200円	1,850円
	普通自動車免許	2,000円	1,950円
	特定第1種運転免許	2,000円	2,450円
	大型自動車第2種免許等	3,200円	3,150円
7 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につ	大型自動車第2種免許等	2,750円	2,700円

いての知識			
1及び2のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許又は中型自動車免許	3,750円	2,950円
	普通自動車免許	950円	900円
	大型自動車第2種免許等	3,250円	3,050円
3及び4のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許又は中型自動車免許	300円	350円
	普通自動車免許	300円	200円
	特定第1種運転免許	300円	350円

シ 審査細目の免除により教習指導員審査手数料の額から減ずる額（別表第3関係）

審査細目	審査種別	減 ず る 額	
		改正前	改正後
1 教習指導員として必要な運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許	4,450円	4,150円
	普通自動車免許	4,100円	3,750円
	特定第1種運転免許	1,350円	1,300円
	大型自動車第2種免許等	4,800円	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許	1,300円	1,450円
	普通自動車免許	1,350円	1,400円
	特定第1種運転免許	1,300円	1,500円
	大型自動車第2種免許等	2,000円	1,900円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許	1,250円	1,350円
	普通自動車免許	1,250円	1,300円
	特定第1種運転免許	1,250円	1,150円
4 教則の内容となっている事項 その他自動車の運転に関する知識	普通自動車免許	1,250円	1,200円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	普通自動車免許	1,250円	1,200円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許	1,400円	1,350円
	普通自動車免許	1,200円	1,150円
7 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第2種免許等	2,750円	2,700円
1及び2のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許又は中型自動車免許	3,450円	3,000円
	普通自動車免許	900円	950円
	特定第1種運転免許	1,100円	1,050円
	大型自動車第2種免許等	2,950円	3,050円

3及び4のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許又は中型自動車免許	150円	100円
-------------------------	------------------	------	------

2 施行期日等

平成24年4月1日から施行し、1の(1)については、平成23年3月11日から適用することとした。

◇議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 条例の概要

(1) 報酬額の月額改正

区 分	改 正 前	改 正 後
議 長	960,000円	940,000円
副 議 長	835,000円	820,000円
そ の 他 の 議 員	770,000円	760,000円

(2) 期末手当の支給割合の改正

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6 月	100分の140	100分の130

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

◇議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 条例の概要

改 正 前	改 正 後
(1) 減額の期間 平成16年4月1日から平成24年3月31日までの間	(1) 減額の期間 平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間
(2) 減額率 議長 20パーセント 副議長及び議員 15パーセント	(2) 減額率 議長 10パーセント 副議長及び議員 5パーセント

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

島根県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 1 号

島根県情報公開条例の一部を改正する条例

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」を「第36条の2」に改める。

第2条第1項中「並びに」を「、」に改め、「。）」の次に「並びに公社（島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「地方独立行政法人」の次に「及び公社」を加える。

第7条第2号ウ中「地方独立行政法人」の次に「及び公社」を加え、同条第3号中「及び地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人及び公社」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第5号中「又は地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人又は公社」に改め、同条第6号オ中「若しくは地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人若しくは公社」に改める。

第19条の見出し中「地方独立行政法人」の次に「又は公社」を加え、同条中「設立した地方独立行政法人」及び「又は当該地方独立行政法人」の次に「若しくは公社」を、「、当該地方独立行政法人」の次に「又は公社」を加える。

第5章中第37条の前に次の1条を加える。

（公社における公文書の管理）

第36条の2 公社は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島根県情報公開条例の規定（同条例第2条第1項に

規定する公社に係る部分に限る。) は、この条例の施行の日以後に作成され、又は取得された公文書 (同条第 2 項の公文書をいう。) について適用する。

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 2 号

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 23 年島根県条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号表中「1,280,000円」を「1,240,000円」に、「1,000,000円」を「970,000円」に、「670,000円」を「650,000円」に改める。

(島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 島根県病院事業管理者の給与等に関する条例（平成 19 年島根県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「80万円」を「775,000円」に改め、同条第 2 項中「100万円」を「970,000円」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 3 条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 12 年島根県条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「80万円」を「775,000円」に改める。

(非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第 4 条 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 27 年島根県条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「225,000円」を「222,000円」に、「185,000円」を「183,000円」に、「38,400円」を「37,200円」に、「32,000円」を「31,000円」に、「270,000円」を「266,000円」に、「105,000円」を「104,000円」に、「160,000円」を「158,000円」に改める。

第 3 条第 1 項中「13,000円」を「12,800円」に改め、同条第 3 項中「11,000円」を「10,900円」に改める。

(参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部改正)

第 5 条 参考人等に対する費用弁償等支給条例（昭和32年島根県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「6,000円」を「5,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 3 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和 26 年島根県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「備考」を「同表の備考の規定中加算に係る部分」に改める。

第 15 条の 5 第 2 項中「100 分の 115」を「100 分の 110」に、「100 分の 135」を「100 分の 130」に、「100 分の 95」を「100 分の 90」に改め、同条第 3 項中「100 分の 60」を「100 分の 55」に、「100 分の 75」を「100 分の 70」に、「100 分の 50」を「100 分の 45」に、「100 分の 65」を「100 分の 60」に改める。

第 15 条の 8 第 2 項中「100 分の 67.5」を「100 分の 65」に、「100 分の 87.5」を「100 分の 85」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 9 当分の間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。)の給料月額は、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、その額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額とする。ただし、退職手当の算

出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められる額とする。

給 料 表	職務の級
行政職給料表	6 級
公安職給料表	7 級
海事職給料表	5 級
研究職給料表	4 級
医療職給料表(2)	6 級
医療職給料表(3)	6 級

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100

	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
再任	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
用職	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
員以	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
外の	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
職員	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400			
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100			
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600			
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100				
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800				
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500				

81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000				
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700				
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400				
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100				
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600				
86	239,700	294,800	343,200	383,900					
87	240,400	295,100	343,700	384,500					
88	241,100	295,500	344,200	385,100					
89	241,900	295,800	344,600	385,800					
90	242,400	296,200	345,100	386,400					
91	242,900	296,600	345,600	387,000					
92	243,400	297,000	346,100	387,600					
93	243,700	297,100	346,300	388,300					
94		297,500	346,800						
95		297,900	347,300						
96		298,300	347,800						
97		298,500	347,900						
98		298,900	348,400						
99		299,300	348,900						
100		299,700	349,400						
101		299,900	349,700						
102		300,300	350,100						
103		300,700	350,500						
104		301,100	350,900						
105		301,300	351,400						
106		301,600	351,800						
107		302,000	352,200						
108		302,400	352,600						
109		302,600	353,100						
110		303,000	353,500						
111		303,400	353,900						
112		303,700	354,200						
113		303,800	354,700						
114		304,200							
115		304,600							
116		305,000							
117		305,200							
118		305,500							
119		305,800							
120		306,100							
121		306,500							
122		306,800							
123		307,100							
124		307,400							

	125		307,800							
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第 4 項に規定する職員を除く。
- 2 この表の適用を受ける職員については、この表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第 2 (第 3 条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200

	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400	
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100	
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200	
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000	
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700	
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300	
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000	
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700	
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400	
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400		
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000		
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600		
	65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100		
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700		
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300		
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900		
	69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600		
	70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200		
再任	71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800		
用職	72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400		
員以	73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000		
外の	74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600		
職員	75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200		
	76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800		
	77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500		
	78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500			
	79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100			
	80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700			

81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200
82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800
83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400
84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000
85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600
86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600	
87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200	
88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700	
89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300	
90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900	
91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500	
92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100	
93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700	
94	302,800	327,000	354,000	388,600		
95	304,100	328,400	355,500	389,200		
96	305,400	329,800	357,000	389,800		
97	306,500	331,000	358,400	390,300		
98	307,700	332,300	359,600	390,900		
99	308,900	333,600	360,700	391,500		
100	310,100	334,900	361,900	392,100		
101	311,300	336,300	363,100	392,500		
102	312,400	337,400	364,200	393,100		
103	313,500	338,600	365,400	393,700		
104	314,600	339,800	366,600	394,300		
105	315,400	340,900	367,800	394,600		
106	316,000	342,000	368,400	395,100		
107	316,600	343,100	369,000	395,600		
108	317,300	344,200	369,600	396,100		
109	317,800	345,400	370,300	396,400		
110	318,400	346,400	370,900	396,900		
111	319,000	347,400	371,500	397,400		
112	319,600	348,400	372,100	397,900		
113	320,400	349,300	372,600	398,200		
114	321,100	350,300	373,200	398,700		
115	321,800	351,300	373,800	399,200		
116	322,600	352,300	374,400	399,700		
117	323,200	353,400	374,800	400,100		
118	324,000	354,000	375,400	400,600		
119	324,800	354,600	376,000	401,100		
120	325,600	355,200	376,600	401,600		
121	326,200	355,700	376,700	402,000		
122	326,700	356,200	377,300	402,500		
123	327,200	356,700	377,900	403,000		
124	327,700	357,200	378,500	403,500		

	125	328,000	357,700	379,000	403,900					
	126		358,200	379,500						
	127		358,700	380,000						
	128		359,200	380,500						
	129		359,600	380,800						
	130		360,100	381,300						
	131		360,500	381,800						
	132		361,000	382,300						
	133		361,200	382,600						
	134		361,700	383,100						
	135		362,200	383,500						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
再任用職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考

- 1 この表は、警察官に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員については、この表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第 3 (第 3 条関係)

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	138,000	216,200	260,300	313,100	355,700
	2	139,000	218,300	262,100	315,600	358,200
	3	140,100	220,400	263,900	318,100	360,700
	4	141,100	222,500	265,700	320,600	363,200
	5	142,100	224,500	267,300	323,100	365,600
	6	143,400	226,600	269,300	325,600	368,800
	7	144,700	228,700	271,300	328,100	372,000
	8	146,000	230,800	273,300	330,500	375,200
	9	147,100	233,000	275,200	333,000	378,200
	10	149,100	234,900	278,000	335,500	381,300
	11	151,000	236,800	280,700	338,000	384,400
	12	152,900	238,700	283,300	340,500	387,500
	13	155,000	240,600	286,000	343,000	390,500
	14	157,000	242,500	288,800	345,500	393,300
	15	158,900	244,400	291,600	348,000	396,100
	16	160,800	246,300	294,300	350,500	398,900
	17	162,900	248,200	296,900	353,000	401,800
	18	165,200	250,100	299,500	355,500	403,900
	19	167,500	252,000	302,100	358,000	406,000
	20	169,800	253,900	304,700	360,500	408,100
	21	172,200	255,600	307,200	363,000	410,000
	22	174,700	257,300	308,900	365,400	412,000
	23	177,100	259,000	310,600	367,700	414,000
	24	179,600	260,700	312,300	370,100	416,000
	25	181,800	262,500	313,900	372,600	417,800
	26	184,200	264,300	315,800	375,000	419,500
	27	186,600	266,100	317,700	377,400	421,300
	28	189,100	267,900	319,600	379,800	423,100
	29	191,600	269,600	321,300	382,000	424,400
	30	194,200	271,300	323,100	384,200	426,000
	31	196,900	273,000	324,900	386,400	427,600
	32	199,500	274,700	326,700	388,600	429,300
	33	201,900	276,100	328,300	390,700	430,900
	34	204,600	277,800	329,900	392,500	432,200
	35	207,300	279,400	331,400	394,300	433,500
	36	210,000	281,000	333,000	396,100	434,800
	37	212,600	282,400	334,700	398,000	436,200

	38	214,200	283,800	336,300	399,500	437,200
	39	215,800	285,200	337,900	401,000	438,200
	40	217,400	286,600	339,500	402,500	439,200
	41	218,900	288,000	341,000	403,500	439,600
	42	220,400	289,300	342,500	404,800	440,300
	43	221,900	290,500	344,000	406,100	441,000
	44	223,400	291,700	345,500	407,500	441,700
	45	225,000	293,000	347,100	409,000	442,400
	46	226,100	294,400	348,500	410,400	442,700
	47	227,200	295,800	349,900	411,800	443,300
	48	228,300	297,200	351,300	413,200	443,900
再任 用職 員以 外の 職員	49	229,500	298,700	352,600	414,600	444,500
	50	230,400	299,800	354,100	415,500	445,200
	51	231,300	300,900	355,600	416,400	445,900
	52	232,200	302,000	357,100	417,300	446,600
	53	233,100	303,200	358,500	417,500	447,300
	54	234,000	304,300	359,900	417,900	448,000
	55	234,900	305,400	361,300	418,400	448,700
	56	235,800	306,500	362,700	418,900	449,400
	57	236,800	307,700	363,700	419,500	449,800
	58	237,700	308,800	364,900	419,700	450,500
	59	238,600	309,900	366,100	420,300	451,200
	60	239,500	311,000	367,400	420,800	451,900
	61	240,400	311,900	368,600	421,300	452,400
	62	241,300	312,700	369,200	421,900	453,100
	63	242,200	313,500	369,800	422,500	453,800
	64	243,100	314,300	370,400	423,100	454,500
65	243,700	314,900	370,800	423,700	455,000	
66	244,400	315,600	371,300	424,300	455,700	
67	245,100	316,300	371,800	424,900	456,400	
68	245,800	317,000	372,300	425,500	457,100	
69	246,200	317,800	372,600	426,100	457,500	
70	246,900		372,900	426,600	458,200	
71	247,500		373,300	427,200	458,900	
72	248,200		373,600	427,800	459,600	
73	248,800		374,200	428,400	460,100	
74	249,500		374,400	429,000		
75	250,200		374,900	429,600		
76	250,900		375,400	430,200		
77	251,600		375,900	430,900		
78	252,300		376,400	431,600		
79	252,900		376,900	432,300		
80	253,500		377,400	433,000		

81	254,000		378,000	433,500	
82	254,500		378,500	434,200	
83	255,000		379,000	434,900	
84	255,500		379,500	435,600	
85	255,800		379,900	436,000	
86			380,400	436,700	
87			380,900	437,400	
88			381,400	438,100	
89			381,900	438,300	
90			382,400		
91			382,900		
92			383,400		
93			383,900		
94			384,400		
95			384,900		
96			385,400		
97			386,000		
98			386,500		
99			387,000		
100			387,500		
101			388,100		
再任用職員	218,300	248,400	282,500	324,400	353,800

備考

- 1 この表は、試験船、実習船等に乗りに組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員については、この表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第 4 (第 3 条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800
	37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300

	38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800
	41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200
	42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500
	43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800
	44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100
	45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
	46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700
	47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300
	48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900
	49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600
	50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100
	51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500
	52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000
	53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300
	54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500
	55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700
	56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900
	57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000
	58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000
	59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000
再任	60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000
用職	61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100
員以	62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000
外の	63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900
職員	64	248,300	310,400	385,800	439,600	529,800
	65	249,800	311,600	386,500	440,500	530,700
	66	251,200	312,700	387,300	441,400	531,600
	67	252,600	313,800	388,100	442,300	532,500
	68	254,000	314,900	388,900	443,200	533,400
	69	255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
	70	256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
	71	258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
	72	259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
	73	261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
	74	262,600	321,400	393,000		
	75	264,000	322,500	393,700		
	76	265,400	323,600	394,400		
	77	266,500	324,700	395,200		
	78	267,800	325,700	395,800		
	79	269,100	326,700	396,500		
	80	270,400	327,700	397,200		

81	271,800	328,800	397,900		
82	273,100	329,600	398,600		
83	274,400	330,300	399,300		
84	275,700	331,100	400,000		
85	276,900	331,700	400,500		
86	278,200	332,200	401,200		
87	279,500	332,700	401,900		
88	280,800	333,200	402,600		
89	281,900	333,500	403,000		
90	283,100	334,000			
91	284,300	334,500			
92	285,500	335,000			
93	286,600	335,300			
94	287,600	335,800			
95	288,600	336,300			
96	289,600	336,800			
97	290,200	337,400			
98	291,100	337,900			
99	292,000	338,400			
100	292,900	338,900			
101	293,800	339,400			
102	294,500	339,900			
103	295,200	340,400			
104	295,900	340,900			
105	296,700	341,400			
106	297,200	341,900			
107	297,700	342,400			
108	298,200	342,900			
109	298,400	343,500			
110	298,800	344,000			
111	299,100	344,500			
112	299,400	345,000			
113	299,800	345,600			
114	300,100	346,100			
115	300,400	346,600			
116	300,700	347,100			
117	301,000	347,600			
118	301,400	348,100			
119	301,800	348,600			
120	302,200	349,100			
121	302,500	349,500			
再任用職員	215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員については、この表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第 5 のイ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800

	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	
再任	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	
用職	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	
員以	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100	
外の	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800	
職員	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500	
	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800	
	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400	
	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100	
	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800	
	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300	
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400		
	67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100		
	68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800		
	69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300		
	70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900		
	71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500		
	72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100		
	73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700		
	74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300		
	75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900		
	76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500		
	77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000		
	78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600		
	79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200		

80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800		
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500		
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100		
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700		
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300		
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000		
86		291,900	328,500	350,300			
87		292,100	328,800	350,700			
88		292,300	329,200	351,100			
89		292,700	329,600	351,500			
90		292,900	330,000	351,900			
91		293,100	330,400	352,300			
92		293,300	330,800	352,600			
93		293,700	331,300	353,000			
94		293,900	331,600	353,400			
95		294,100	332,000	353,800			
96		294,400	332,400	354,100			
97		294,800	332,600	354,600			
98		295,100	333,000	355,000			
99		295,400	333,400	355,400			
100		295,700	333,800	355,800			
101		296,000	334,000	356,300			
102		296,300	334,400	356,700			
103		296,600	334,800	357,100			
104		296,900	335,000	357,500			
105		297,200	335,100	358,000			
106			335,500				
107			335,900				
108			336,300				
109			336,500				
110			336,900				
111			337,300				
112			337,700				
113			337,900				
再任用職員	186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考

- この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員については、この表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900

37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600		
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200		
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800		
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200		
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800		
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400		

再任	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
用職	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	
員以	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100	
外の	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700	
職員	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300	
	85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800	
	86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400	
	87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000	
	88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600	
	89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000	
	90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500	
	91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100	
	92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700	
	93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200	
	94	283,600	317,800	352,300	371,200		
	95	284,600	318,500	353,000	371,700		
	96	285,600	319,100	353,700	372,200		
	97	286,500	319,800	354,200	372,800		
	98	287,300	320,200	354,700	373,300		
	99	288,100	320,900	355,200	373,800		
	100	289,000	321,600	355,700	374,300		
	101	289,800	322,000	356,200	374,900		
	102	290,600	322,600	356,700	375,400		
	103	291,400	323,200	357,200	375,900		
	104	292,200	323,800	357,700	376,300		
	105	292,900	324,200	358,000	376,900		
	106	293,400	324,700	358,500	377,400		
	107	293,900	325,200	359,000	377,900		
	108	294,400	325,700	359,500	378,400		
	109	294,600	326,100	360,000	379,000		
	110	295,000	326,500	360,500	379,500		
	111	295,200	326,900	361,000	380,000		
	112	295,600	327,300	361,500	380,500		
	113	295,900	327,700	362,000	381,100		
	114	296,200	328,100	362,500			
	115	296,600	328,500	363,000			
	116	296,900	328,800	363,400			
	117	297,200	329,100	363,800			
	118	297,500	329,500	364,300			
	119	297,800	329,900	364,800			
	120	298,200	330,300	365,300			
	121	298,500	330,500	365,700			
	122	298,900	330,900	366,200			

123	299,300	331,300	366,700				
124	299,700	331,700	367,200				
125	299,900	331,900	367,600				
126	300,200	332,200					
127	300,600	332,600					
128	301,000	332,900					
129	301,200	333,000					
130	301,600	333,400					
131	302,000	333,800					
132	302,400	334,200					
133	302,600	334,500					
134	303,000	334,900					
135	303,400	335,300					
136	303,800	335,700					
137	304,000	336,000					
138	304,300	336,400					
139	304,700	336,800					
140	305,100	337,200					
141	305,300	337,500					
142	305,700	337,900					
143	306,100	338,300					
144	306,400	338,700					
145	306,500	339,000					
146	306,900	339,400					
147	307,300	339,800					
148	307,700	340,200					
149	307,900	340,500					
150	308,200	340,900					
151	308,500	341,300					
152	308,800	341,700					
153	309,200	342,000					
154	309,500						
155	309,700						
156	310,000						
157	310,400						
158	310,700						
159	311,000						
160	311,300						
161	311,700						
162	312,000						
163	312,300						
164	312,600						
165	313,000						

	166	313,300						
	167	313,600						
	168	313,900						
	169	314,300						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考

- 1 この表は、保健所、診療所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員については、この表に定める給料月額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	391,512
2	451,518
3	513,491
4	595,138
5	692,524
6	790,894

第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	324,621
2	361,017
3	389,545

第 5 条第 4 項中「917,000円」を「897,134円」に改める。

第 6 条第 4 項中「100分の115」を「100分の110」に、「100分の135」を「100分の130」に、「100分の155」を「100分の150」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	368,887
2	417,088
3	469,224
4	532,181
5	606,942
6	709,247
7	830,242

第 4 条第 3 項中「917,000円」を「897,134円」に改める。

第 5 条第 3 項中「100分の115」を「100分の110」に、「100分の135」を「100分の130」に、「100分の155」を「100分の150」に改め、同条第 4 項中「100分の115」を「100分の110」に、「100分の135」を「100分の130」に、「100分の155」を「100分の150」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「受ける給料月額」の次に「（給与条例附則第 9 項本文の規定の適用を受ける職員（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、給与条例第 3 条第 1 項の規定により定められる額）」を、「には」の次に「、平成27年 3 月31日までの間」を、「相当する額」の次に「（特定職員にあっては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に附則別表第 4 の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加え、同項第 1 号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に改め、同項第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、「又は任期付研究員条例第 5 条第 2 項

の給料表」を削り、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 任期付研究員条例第 5 条第 2 項の給料表の適用を受ける職員 100分の
98.37

附則別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

附則別表第 4

平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで	100分の25
平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで	100分の50
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで	100分の75

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
(平成24年 4 月 1 日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- この条例の施行の前日に55歳に達した職員に対する第 1 条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例附則第 9 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年島根県条例第 3 号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第17条の表及び第18条の表中「917,000円」を「897,134円」に改める。

県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 4 号

県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和 29 年島根県条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「100 分の 115」を「100 分の 110」に、「100 分の 135」を「100 分の 130」に改め、同条第 3 項中「100 分の 60」を「100 分の 55」に、「100 分の 75」を「100 分の 70」に改める。

第 25 条第 2 項中「100 分の 67.5」を「100 分の 65」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

12 当分の間、第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける教育職員(再任用教育職員を除く。)のうち、その職務の級が 4 級である者であってその号給が 4 級における最低の号給でないもの(以下この項において「特定教育職員」という。)の給料月額は、当該特定教育職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定教育職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定教育職員となった場合にあっては、特定教育職員となった日)以後、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、その額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額(当該特定教育職員の給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、4 級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該特定教育職員の給料月額から 4 級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められる額とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

高等学校等教育職給料表

教育職 員の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	477,600
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	482,300
	37	216,300	275,800	345,900	403,500	483,400

	38	218,100	278,400	348,100	405,000
	39	219,900	281,000	350,300	406,400
	40	221,700	283,600	352,500	407,900
	41	223,600	286,100	354,700	409,600
	42	225,400	288,700	356,800	411,000
	43	227,200	291,200	358,900	412,400
	44	229,000	293,700	361,000	414,000
	45	230,900	296,000	363,100	415,700
	46	232,600	298,700	365,200	417,000
	47	234,300	301,400	367,200	418,600
	48	236,000	304,100	369,300	420,200
	49	237,600	306,600	371,200	421,900
	50	239,300	309,100	373,100	423,300
	51	241,000	311,600	375,100	424,900
	52	242,700	314,100	377,100	426,500
	53	244,100	316,500	379,100	428,200
	54	245,800	318,700	380,900	429,700
	55	247,400	320,900	382,700	431,300
	56	249,100	323,100	384,500	432,900
	57	250,600	325,400	386,200	434,500
	58	252,200	327,600	387,900	436,100
	59	253,800	329,800	389,600	437,600
	60	255,400	331,900	391,300	439,200
	61	257,000	334,100	392,600	440,800
	62	258,600	336,300	394,000	442,400
	63	260,200	338,500	395,400	443,900
	64	261,700	340,700	396,700	445,500
	65	263,200	342,900	398,100	447,200
	66	264,900	345,100	399,400	448,700
	67	266,500	347,300	400,800	450,300
	68	268,200	349,500	402,200	451,900
	69	269,700	351,500	403,700	453,500
	70	271,200	353,600	405,000	455,100
	71	272,700	355,700	406,400	456,700
	72	274,200	357,800	407,800	458,300
	73	275,500	359,600	409,100	459,800
	74	276,900	361,500	410,500	460,800
再任用	75	278,300	363,500	411,900	461,800
教育職	76	279,700	365,400	413,300	462,800
員以外	77	281,100	367,400	414,500	463,600
の教育	78	282,300	369,100	415,800	
職員	79	283,500	370,800	417,100	
	80	284,700	372,500	418,500	

81	286,000	374,200	419,900
82	287,200	375,700	421,200
83	288,400	377,200	422,400
84	289,600	378,700	423,700
85	290,900	379,800	425,000
86	292,100	381,200	426,200
87	293,300	382,600	427,400
88	294,500	384,000	428,600
89	295,700	385,300	429,700
90	296,900	386,600	430,800
91	298,100	387,900	431,900
92	299,300	389,200	433,000
93	300,100	390,600	434,100
94	301,300	391,800	435,200
95	302,500	393,100	436,300
96	303,700	394,400	437,400
97	304,700	395,800	438,300
98	305,800	396,800	439,100
99	306,900	397,900	439,900
100	308,000	399,000	440,700
101	308,900	399,900	441,500
102	310,000	400,900	442,100
103	311,100	402,000	442,700
104	312,200	403,100	443,300
105	312,800	403,900	443,800
106	313,700	404,900	444,400
107	314,500	405,900	445,000
108	315,300	406,900	445,600
109	316,200	407,800	446,200
110	316,700	408,700	
111	317,200	409,600	
112	317,700	410,500	
113	318,300	411,100	
114	318,800	411,900	
115	319,300	412,700	
116	319,800	413,500	
117	320,400	414,300	
118	320,900	415,100	
119	321,400	415,800	
120	321,900	416,600	
121	322,400	417,200	
122	322,800	417,700	
123	323,300	418,200	
124	323,800	418,700	

	125	324,400	419,100			
	126	324,800	419,600			
	127	325,200	420,100			
	128	325,600	420,600			
	129	325,900	421,000			
	130	326,300	421,500			
	131	326,700	422,000			
	132	327,100	422,500			
	133	327,300	422,900			
	134	327,500	423,400			
	135	327,800	423,900			
	136	328,100	424,400			
	137	328,400	424,800			
	138	328,600				
	139	328,900				
	140	329,200				
	141	329,400				
	142	329,700				
	143	330,000				
	144	330,300				
	145	330,600				
	146	330,900				
	147	331,200				
	148	331,500				
	149	331,700				
	150	331,900				
	151	332,200				
	152	332,500				
	153	332,700				
再任用 教育職 員		234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考 この表の適用を受ける教育職員については、この表に定める給料月額（その職務の級が 3 級である教育職員は、この表に定める額に 7,700 円をそれぞれ加算した額）に 100 分の 98.37 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
 第 2 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「受ける給料月額」の次に「（給与条例附則第12項本文の規定の適用を受ける教育職員（以下この項において「特定教育職員」という。）にあっては、給与条例第 4 条第 1 項の規定により定められる額）」を、「には」の次に「、平成27年 3 月31日までの間」を、「相当する額」の次に「（特定教育職員にあっては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に附則別表第 4 の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加え、同項第 1 号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に改め、同項第 2 号中「100分の99.83」を「100分の97.72」に改める。

附則別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

附則別表第 4

平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで	100分の25
平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで	100分の50
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで	100分の75

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
 (平成24年 4 月 1 日前に55歳に達した教育職員に関する読替え)
- この条例の施行の前日に55歳に達した教育職員に対する第 1 条の規定による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例附則第12項の規定の適用については、同項中「当該特定教育職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年島根県条例第 4 号）の施行の日」と、「55歳に達した日後にお

ける最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 5 号

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 9 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける教育職員（同表の適用を受ける再任用教職員を除く。）のうち、その職務の級が 4 級である者であってその号給が 4 級における最低の号給でないもの（以下この項において「特定教育職員」という。）の給料月額は、当該特定教育職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定教育職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定教育職員となった場合にあっては、特定教育職員となった日）以後、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、その額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定教育職員の給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、4 級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該特定教育職員の給料月額から 4 級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められる額とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

教育職 員の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	458,000
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	458,900

	38	217,400	247,100	347,500	372,800
	39	219,100	249,900	349,500	374,400
	40	220,800	252,700	351,500	376,000
	41	222,600	255,500	353,500	377,400
	42	224,400	258,100	355,300	378,900
	43	226,200	260,700	357,100	380,400
	44	228,000	263,300	358,900	381,900
	45	229,900	265,700	360,700	383,500
	46	231,600	268,300	362,400	385,100
	47	233,300	270,800	364,100	386,700
	48	235,000	273,300	365,700	388,300
	49	236,700	275,800	367,200	389,800
	50	238,400	278,400	368,800	391,300
	51	240,100	281,000	370,500	392,800
	52	241,800	283,600	372,200	394,300
	53	243,100	286,100	373,900	395,500
	54	244,800	288,700	375,400	396,800
	55	246,400	291,200	376,900	397,900
	56	248,100	293,700	378,400	399,100
	57	249,600	296,000	379,900	400,600
	58	251,100	298,700	381,300	401,800
	59	252,600	301,400	382,700	403,100
	60	254,100	304,100	384,100	404,400
	61	255,700	306,600	385,000	405,700
	62	257,200	309,100	386,200	406,800
	63	258,700	311,600	387,400	408,200
	64	260,100	314,100	388,600	409,600
	65	261,400	316,500	389,700	410,800
	66	263,000	318,700	390,900	411,900
	67	264,600	320,900	391,900	413,100
	68	266,100	323,100	393,000	414,300
	69	267,800	325,400	394,200	415,300
	70	269,300	327,600	395,300	416,500
再任用	71	270,800	329,800	396,400	417,700
教職員	72	272,300	331,900	397,600	418,900
以外の	73	273,600	334,100	398,700	419,800
教育職	74	274,900	336,300	399,800	420,600
員	75	276,200	338,500	400,900	421,400
	76	277,500	340,700	402,000	422,200
	77	278,900	342,700	402,900	422,900
	78	280,100	344,600	403,900	423,700
	79	281,300	346,500	404,900	424,500
	80	282,500	348,400	405,900	425,300

81	283,800	350,200	406,800	426,100
82	285,000	352,000	407,600	426,800
83	286,200	353,800	408,400	427,400
84	287,400	355,600	409,200	428,100
85	288,500	357,100	410,000	428,800
86	289,500	358,800	410,800	429,500
87	290,500	360,500	411,600	430,200
88	291,500	362,100	412,400	430,900
89	292,600	363,800	413,200	431,600
90	293,500	365,100	413,900	432,300
91	294,400	366,500	414,600	433,000
92	295,300	367,900	415,300	433,700
93	295,800	369,400	415,800	434,200
94	296,600	370,700	416,500	
95	297,400	372,000	417,200	
96	298,200	373,300	417,900	
97	299,100	374,300	418,400	
98	299,900	375,300	419,000	
99	300,700	376,300	419,600	
100	301,500	377,300	420,100	
101	302,400	378,400	420,600	
102	302,900	379,400	421,200	
103	303,400	380,400	421,800	
104	303,900	381,400	422,300	
105	304,100	382,300	422,700	
106	304,500	383,200	423,300	
107	304,800	384,100	423,900	
108	305,100	385,100	424,400	
109	305,300	386,000	424,900	
110	305,600	387,000		
111	305,900	388,000		
112	306,200	389,000		
113	306,400	389,600		
114	306,600	390,500		
115	306,800	391,400		
116	307,100	392,300		
117	307,400	393,200		
118	307,700	394,000		
119	308,000	394,800		
120	308,300	395,600		
121	308,400	396,300		
122	308,700	397,100		
123	309,000	397,900		
124	309,300	398,700		

	125	309,500	399,400			
	126		400,100			
	127		400,800			
	128		401,500			
	129		402,200			
	130		402,900			
	131		403,600			
	132		404,300			
	133		404,600			
	134		405,200			
	135		405,800			
	136		406,400			
	137		406,800			
	138		407,400			
	139		408,000			
	140		408,600			
	141		409,000			
	142		409,600			
	143		410,200			
	144		410,800			
	145		411,200			
	146		411,800			
	147		412,400			
	148		413,000			
	149		413,400			
再任用 教職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考 この表の適用を受ける教育職員については、この表に定める給料月額（その職務の級が 3 級である教育職員は、この表に定める額に 7,500 円をそれぞれ加算した額）に 100 分の 98.37 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料月額とする。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「受ける給料月額」の次に「（給与条例附則第 9 項本文の規定の適用を受ける教育職員（以下この項において「特定教育職員」という。）にあっては、給与条例第 5 条第 1 項の規定により定められる額）」を、「には」の次に「、平成27年 3 月31日までの間」を、「相当する額」の次に「（特定教育職員にあっては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に附則別表第 3 の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加え、同項第 1 号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に改め、同項第 2 号中「100分の99.83」を「100分の97.72」に改める。

附則別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

附則別表第 3

平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで	100分の25
平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで	100分の50
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで	100分の75

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(平成24年 4 月 1 日前に55歳に達した教育職員に関する読替え)

2 この条例の施行の前日に55歳に達した教育職員に対する第 1 条の規定による改正後の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例附則第 9 項の規定の適用については、同項中「当該特定教育職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を

改正する条例（平成24年島根県条例第 5 号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（教育委員会規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 6 号

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和30年島根県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100分の140」を「100分の130」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 7 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第25条第 1 項第 1 号中「保健環境科学研究所」を「総務部原子力安全対策課」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 8 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成24年 3 月31日」を「平成26年 3 月31日」に、「100分の25」を「100分の20」に改める。

第 2 条中「100分の20」を「100分の15」に、「100分の18」を「100分の13」に改める。

第 3 条中「平成24年 3 月31日」を「平成26年 3 月31日」に、「100分の18」を「100分の13」に改める。

第 4 条中「100分の18」を「100分の13」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行し、この条例による改正後の知事等の給与の特例に関する条例の規定は、平成24年 4 月分以後の給与について適用する。

職員の管理職手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 9 号

職員の管理職手当の特例に関する条例

(職員の管理職手当の特例)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号。以下この条において「職員条例」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定により支給される管理職手当の月額、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（次条において「特例期間」という。）において、職員条例第 7 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

- (1) 職員条例第 7 条の 2 第 1 項に規定する管理又は監督の地位にある職員（本庁の部長又は次長の職にある職員その他のその職務の特殊性を考慮して規則で定める職員に限る。） 100 分の 12.5
- (2) 職員条例第 7 条の 2 第 1 項に規定する管理又は監督の地位にある職員（前号に掲げる職員を除く。） 100 分の 10

(教育職員の管理職手当の特例)

第 2 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 6 号）第 17 条の 2 第 1 項の規定により支給される管理職手当の月額は、特例期間において、同条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

第 3 条 前条の規定は、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）第 15 条の 3 第 1 項の規定により支給される管理職手当について準用する。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 10 号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項第 1 号中「第72条の49の 7」を「第72条の49の11」に改める。

第 4 条中「第 2 条第40号」を「第 2 条第37号」に、「第 2 条第12号の 7 の 5」を「第 2 条第12号の 7 の 7」に改め、同条第 1 号中「第72条の49の 7」を「第72条の49の11」に改める。

第 6 条第 1 号中「第 9 条第10項」を「第 9 条第11項」に改める。

第 7 条第 1 項第 1 号及び第 8 条第 1 号中「第72条の49の 7」を「第72条の49の 11」に改める。

附 則

この条例中第 4 条（同条第 1 号に係る部分を除く。）及び第 6 条第 1 号の改正規定は公布の日から、第 1 条の 2 第 1 項第 1 号、第 4 条第 1 号、第 7 条第 1 項第 1 号及び第 8 条第 1 号の改正規定は平成25年 1 月 1 日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 11 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中「第 2 章」の次に「（第 8 条を除く。）」を、「第 3 章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第10条第 1 項第 3 号中「認定特定非営利活動法人（同法第66条の11の 2 第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人）」を「認定特定非営利活動法人等（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する仮認定特定非営利活動法人）」に改める。

第19条第 1 項中「第21条の 7」を「第21条の 6」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

25 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第11条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例中附則に 1 項を加える改正規定は公布の日から、第10条第 1 項第 3 号及び第19条第 1 項の改正規定は平成24年 4 月 1 日から、第 2 条の 2 第 1 項の改正規定は平成25年 1 月 1 日から施行する。

（島根県行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

2 第 2 条の 2 第 1 項の改正規定による改正後の島根県県税条例第 2 条の 2 第 1 項の規定は、当該改正規定の施行の日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした当該改正規定による改正前の島根県県税条例第 2 条の 2 第 1 項に規定する行為については、なお従前の例による。

（個人の県民税に関する経過措置）

- 3 第10条第 1 項第 3 号の改正規定による改正後の島根県県税条例第10条第 1 項第 3 号の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成24年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 個人が平成24年以後の各年において支出する寄附金の額のうち特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号。以下「改正法」という。）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の11の 2 第 3 項の認定を受けた法人（以下「旧認定特定非営利活動法人」という。）に対する寄附金がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を改正法による改正後の特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、第10条第 1 項第 3 号の改正規定による改正後の島根県県税条例第10条第 1 項第 3 号の規定を適用する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 12 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 8 号右欄中「（以下「都市計画区域所在一部市町」という。）」を削り、同表第10号右欄中「市町村」を「町村」に改め、同表第11号右欄中「松江市、益田市」を「松江市、浜田市、益田市」に改め、同表第17号左欄の(1)中「（法第96条の 3 第 5 項において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第96条の 2 第 5 項」を「、第96条の 2 第 7 項又は第96条の 3 第 5 項」に改め、同表第18号左欄の(3)を削り、同欄の(4)中「から(3)まで」を「及び(2)」に改め、同欄の(4)を同欄の(3)とし、同号右欄中「(4)」を「(3)」に改め、「(3)に係る事務にあつては松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、海士町及び西ノ島町」を削り、同表第19号右欄を次のように改める。

奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町

第 2 条の表第20号左欄の(28)中「第42条第 2 項」を「第52条の 2 第 2 項」に改め、同号右欄中「都市計画区域所在市町（」を「(1)のうち法第29条第 1 項の規定による申請の受理、(6)、(15)、(17)、(19)及び(21)に係る事務にあつては浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町、」に改め、「、松江市、」を削り、「に限る。）」を「、(3)に係る事務にあつては松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町、(28)に係る事務、(29)及び(30)に係る事務のうち(28)に規定する許可に係るもの並びに(31)から(34)までに係る事務のうち法第53条第 1 項の許可に係るものにあつては奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町」に改め、同表

第23号左欄の(34)から(38)までを削り、同欄の(39)中「(40)から(43)まで、(57)及び(58)」を「(35)から(38)まで、(52)及び(53)」に改め、同欄中(39)を(34)とし、(40)を(35)とし、(41)を(36)とし、同欄の(42)中「(41)」を「(36)」に改め、同欄中(42)を(37)とし、(43)から(64)までを(38)から(59)までとし、同号右欄中「(44)から(52)まで及び(59)から(64)まで」を「(39)から(47)まで及び(54)から(59)まで」に、「(39)から(43)まで、(57)及び(58)」を「(34)から(38)まで、(52)及び(53)」に、「松江市、出雲市」を「出雲市」に、「都市計画区域所在市町」を「松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町」に、「(53)から(56)まで」を「(48)から(51)まで」に、「松江市、益田市及び雲南市、(34)から(38)までに係る事務にあっては松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市及び雲南市」を「益田市及び雲南市」に改め、同表第24号左欄の(33)から(41)までを削り、同欄の(42)中「(43)から(52)まで、(66)及び(74)」を「(34)から(42)まで、(56)及び(64)」に改め、同欄の(42)を同欄の(33)とし、同欄の(43)中「を含む」を「に限る」に改め、同欄中(43)を(34)とし、(44)を削り、(45)を(35)とし、(46)から(74)までを(36)から(64)までとし、同号右欄中「、(33)から(41)まで」を削り、「(53)から(61)まで及び(67)から(73)まで」を「(43)から(51)まで及び(57)から(63)まで」に、「(42)から(52)まで、(66)及び(74)」を「(33)から(42)まで、(56)及び(64)」に、「(62)から(65)まで」を「(52)から(55)まで」に改め、同表第25号右欄中「都市計画区域所在市町（都市計画区域所在市町）」を「松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町（これらの市又は町）」に、「当該都市計画区域所在市町」を「当該市又は町」に改め、同表第27号左欄の(3)及び(4)を削り、同表第30号左欄の(1)中「(3)」を「(2)から(4)まで」に改め、同欄の(4)中「（(1)に規定する許可に係るものに限る。）」を削り、同欄の(5)中「。以下(4)まで同じ」を削り、同欄の(6)中「諮問」の次に「（(5)に規定する指定に係るものに限る。(7)から(20)までにおいて同じ。）」を加え、同欄の(7)中「（(5)に規定する指定に係るものに限る。(19)、(30)及び(31)において同じ。）」を削り、同表第31号左欄中「(8)から(23)までに係る事務（(15)から(18)までに係る事務にあっては、(1)から(7)までに掲げる事務に係るものを除く。）にあっては、」

を削り、同欄中(1)から(7)までを削り、(8)を(1)とし、(9)から(14)までを(2)から(7)までとし、同欄の(15)中「(1)、(2)、(8)若しくは(12)」を「(1)若しくは(5)」に、「(7)若しくは(19)」を「(12)」に、「(11)若しくは(14)」を「(4)若しくは(7)」に改め、同欄の(15)を同欄の(8)とし、同欄の(16)中「(15)」を「(8)」に、「(17)」を「(10)」に改め、同欄中(16)を(9)とし、(17)を(10)とし、同欄の(18)中「(17)まで及び(19)」を「(10)まで及び(12)」に改め、同欄中(18)を(11)とし、(19)から(23)までを(12)から(16)までとし、同号右欄中「(7)までに係る事務及び(15)から(18)までに係る事務（(1)から(7)までに掲げる事務に係るものに限る。）にあっては松江市、浜田市、出雲市及び雲南市、(8)から(14)までに係る事務、(15)から(18)までに係る事務（(1)から(7)までに掲げる事務に係るものを除く。）及び(19)から(22)まで」を「(15)まで」に、「(23)」を「(16)」に改め、同表第32号から第34号までを次のように改める。

32から34まで 削除	
-------------	--

第 2 条の表第35号左欄の(1)中「による設立」の次に「の認証」を加え、同欄の(3)中「による」の次に「認証及び」を加え、同欄中(31)を(33)とし、(15)から(30)までを(17)から(32)までとし、同欄の(14)中「第29条第 2 項」を「第30条」に、「役員名簿等」を「役員名簿」に改め、「閲覧」の次に「又は謄写」を加え、同欄の(14)を同欄の(16)とし、同欄の(13)中「第29条第 1 項」を「第29条」に改め、「役員名簿等及び定款等」を削り、同欄の(13)を同欄の(15)とし、同欄の(12)中「軽微な事項に係る」を削り、同欄中(12)を(13)とし、(13)の次に次のように加える。

(14) 法第25条第 7 項の規定による登記事項証明書の受理

第 2 条の表第35号左欄中(11)を(12)とし、(5)から(10)までを(6)から(11)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第13条第 3 項（法第39条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による認証の取消し

第 2 条の表第37号左欄中(34)から(36)までを削り、(37)を(34)とし、(38)を(35)とし、同号右欄中「(38)」を「(35)」に改め、同表第41号右欄を次のように改める。

奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町

第 2 条の表第 54 号左欄の(2)中「第 29 条第 7 項」を「第 29 条第 9 項」に改め、同欄の(3)中「第 29 条第 9 項」を「第 29 条第 11 項」に改め、同欄の(4)中「第 29 条第 10 項」を「第 29 条第 12 項」に改め、同表第 55 号左欄の(4)中「第 70 条第 5 項」を「第 70 条第 6 項」に改め、同表第 60 号を削る。

第 2 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 11 号右欄中「松江市、浜田市、益田市及び」及び「松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、雲南市、」を削り、同表第 29 号を次のように改める。

29 削除	
-------	--

第 2 条の表第 37 号左欄の(1)から(20)までを削り、同欄の(21)中「(22)から(25)まで」を「(2)から(5)まで」に改め、同欄中(21)を(1)とし、(22)から(25)までを(2)から(5)までとし、同欄の(26)中「(30)」を「(10)」に改め、同欄の(26)を同欄の(6)とし、同欄の(27)中「(28)」を「(8)」に改め、同欄中(27)を(7)とし、(28)を(8)とし、同欄の(29)中「(31)及び(33)」を「(11)及び(13)」に改め、同欄中(29)を(9)とし、(30)から(33)までを(10)から(13)までとし、(34)及び(35)を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第 17 号、第 30 号及び第 37 号の改正規定に限る。）は公布の日から、第 1 条の規定（同表第 17 号、第 30 号及び第 37 号の改正規定を除く。次項において同じ。）及び次項の規定は平成 24 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定の施行の際水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づき知事がし

た処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は第 1 条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、第 1 条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第 11 号左欄に掲げる事務で施行日以後においては浜田市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、それぞれ浜田市長のした処分その他の行為又は浜田市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 13 号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項から15の項までを 1 項ずつ繰り上げ、16の項を削り、17の項を15の項とし、18の項から27の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

26 島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）による家賃、入居者駐車場の使用料その他の金銭の請求若しくは徴収又は敷金の還付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

知事以外の執行機関	事 務
1 教育委員会	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校等又は大学等に進学する能力を有しながら、経済的な理由により修学することが困難な同和関係者の子弟に対する資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの (2) 保護者が県内に住所を有する者で、学校教育法による高等学校等で勉学する意欲がありながら経済的な理由により修学することが困難なものに対する資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
2 監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 1 項の規定による請求に関する事務であって規則で定

	めるもの
3 公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付命令又は同条第14項の規定による放置違反金等の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4 収用委員会	土地収用法による同法第39条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第94条第2項（同法第124条第2項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）又は第138条第1項において準用する場合を含む。）の裁決、同法第47条の3第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の明渡裁決の申立て又は同法第116条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 14 号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同項第 2 号とする。

第 2 条の 2 を削る。

第 8 条を第18条とする。

第 7 条第 1 項中「第44条の 3」を「第75条」に、「以下」を「次項及び第 3 項において」に改め、「磁気ディスクをもって調製するファイルによる方法その他の」を削り、同条第 2 項中「第44条の 3」を「第75条」に改め、「磁気ディスクをもって調製するファイルによる方法その他の」を削り、同条第 3 項中「第44条の 3」を「第75条」に改め、「電子計算機の映像面における表示その他の」を削り、同条を第17条とする。

第 6 条中「第44条の 2」を「第74条」に改め、同条を第16条とする。

第 5 条に次の 1 項を加え、同条を第 8 条とする。

3 第 3 条の規定は、第 1 項の申請書について準用する。

第 8 条の次に次の 7 条を加える。

（認定の申請）

第 9 条 法第44条第 1 項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第 2 項各号に掲げる書類を添付した規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

（公示事項）

第10条 法第49条第 2 項第 5 号（法第51条第 5 項、第62条及び第63条第 5 項において準用する場合を含む。）の条例で定める事項については、規則で定めるところによる。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更等)

第11条 第 5 条及び第 6 条の規定は、法第52条第 1 項の規定により認定特定非営利活動法人について法第25条第 6 項及び法第29条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの（次項において「非所轄法人」という。）がこれらの規定による届出又は提出を知事にする場合に適用する。

2 法第52条第 2 項の規定による非所轄法人の同項に掲げる書類の提出については、規則で定めるところによる。

(役員報酬規程等の提出)

第12条 法第55条第 1 項及び第 2 項の規定による書類の提出については、規則で定めるところによる。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第13条 法第56条の規定による閲覧及び謄写については、規則で定めるところによる。

(仮認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第14条 第 9 条の規定は、法第58条第 1 項の規定による仮認定を受けようとする場合について準用する。この場合において、第 9 条中「各号」とあるのは「第 2 号及び第 3 号」と読み替えるものとする。

2 第11条第 1 項の規定は法第62条において準用する法第52条第 1 項の規定により仮認定特定非営利活動法人について法第25条第 6 項及び法第29条の規定を読み替えて適用する場合について、第11条第 2 項の規定は法第62条において準用する法第52条第 2 項に規定する書類の提出について、第12条の規定は法第62条において準用する法第55条第 1 項及び第 2 項の書類の提出について、前条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧及び謄写について、それぞれ準用する。

(合併の認定の申請)

第15条 法第63条第 1 項又は第 2 項の認定を受けようとする認定特定非営利活動

法人又は仮認定特定非営利活動法人は、第 8 条に規定する申請書の提出に併せて、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

第 4 条の見出し中「閲覧」の次に「及び謄写」を加え、同条中「第 29 条第 2 項及び第 44 条第 3 項」を「第 30 条」に改め、「閲覧」の次に「及び謄写」を加え、同条を第 7 条とする。

第 3 条中「第 29 条第 1 項」を「第 29 条」に、「書類」を「事業報告書等」に改め、同条を第 6 条とする。

第 2 条の次に次の 3 条を加える。

(縦覧期間中の補正)

第 3 条 法第 10 条第 3 項の条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

(定款の変更の認証申請)

第 4 条 法第 25 条第 3 項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の申請書について準用する。

(定款の変更の届出)

第 5 条 法第 25 条第 6 項の規定による届出については、規則で定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定及び附則第 2 項の規定は、同年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条第 2 項の改正規定の施行の日前に特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により知事に提出された当該改正規定による改正前の特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる文書は、当該改正規定による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項第 1 号

に掲げる書面とみなす。

島根県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 15 号

島根県立美術館条例の一部を改正する条例

島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第24条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「協議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 16 号

島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例

(島根県立自然公園条例の一部改正)

第 1 条 島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「の承認を受けて」を「に協議して」に改め、同条第 4 項中「前 2 項の承認又は」を「第 2 項の規定により協議しようとする者又は前項の」に改め、「記載した」の次に「協議書又は」を加え、同条第 5 項中「前項の」の次に「協議書又は」を加え、同条第 6 項中「承認又は」を「規定により協議した者又は」に、「の承認を受けなければ」を「に協議しなければ」に改め、同条第 7 項中「承認」を「規定により協議しようとする者」に改め、「記載した」の次に「協議書又は」を加え、同条第 8 項中「前項の」の次に「協議書又は」を加える。

第 7 条の 3 第 1 項中「) が」の次に「市町村である場合にあっては知事に協議したとき、合併法人等が市町村以外の法人である場合にあっては」を加える。

第 7 条の 5 第 1 項中「第 7 条第 2 項の承認又は同条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「第 7 条第 2 項の承認又は同条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に、「当該承認又は」を「当該」に改める。

(島根県自然環境保全条例の一部改正)

第 2 条 島根県自然環境保全条例（昭和48年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第18条第 2 項中「の承認を受けて」を「に協議して」に改める。

(島根県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正)

第 3 条 島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第36条第 2 項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
(島根県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の島根県立自然公園条例(以下「旧自然公園条例」という。)第 7 条第 2 項の承認を受けようとしている者の同条第 4 項の申請書及び同条第 5 項の規定による添付書類は、第 1 条の規定による改正後の島根県立自然公園条例(以下「新自然公園条例」という。)第 7 条第 4 項の協議書及び同条第 5 項の規定による添付書類とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧自然公園条例第 7 条第 6 項の承認を受けようとしている者の同条第 7 項の申請書及び同条第 8 項において準用する同条第 5 項の規定による添付書類は、新自然公園条例第 7 条第 7 項の協議書及び同条第 8 項において準用する同条第 5 項の規定による添付書類とみなす。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 17 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 7 号及び第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、第10号から第14号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 4 条中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第17号までを 2 号ずつ繰り上げる。

別表23の項中第 8 号及び第 9 号を削る。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 18 号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 20 条）
- 第 2 章 助産施設（第 21 条—第 24 条）
- 第 3 章 乳児院（第 25 条—第 34 条）
- 第 4 章 母子生活支援施設（第 35 条—第 43 条）
- 第 5 章 保育所（第 44 条—第 51 条）
- 第 6 章 児童厚生施設（第 52 条—第 55 条）
- 第 7 章 児童養護施設（第 56 条—第 65 条）
- 第 8 章 情緒障害児短期治療施設（第 66 条—第 73 条）
- 第 9 章 児童自立支援施設（第 74 条—第 84 条）
- 第 10 章 児童家庭支援センター（第 85 条—第 87 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 45 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉施設（法第 7 条第 1 項の児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。）のうち知事の監督に属するものをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第 2 条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものと

する。

(最低基準の向上)

第 3 条 知事は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 7 条第 1 項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として設置する島根県社会福祉審議会の意見を聴き、児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(最低基準と児童福祉施設)

第 4 条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第 5 条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第 6 条 児童福祉施設においては、消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月 1 回は、

これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第 7 条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第 8 条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 9 条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第 10 条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 11 条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 12 条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第 33 条の 7 に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第 47 条第 1 項本文の規定により

親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第 2 項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第13条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第14条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第 9 条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第15条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除し、又は停止する等必要な手続を採ることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第16条 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以

下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設内部の規程)

第17条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第18条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、

前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

- 3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 児童福祉施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第2章 助産施設

(種類)

第21条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

- 2 第一種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は同法に規定する診療所である助産施設をいう。
- 3 第二種助産施設とは、医療法に規定する助産所である助産施設をいう。

(入所させる妊産婦)

第22条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第二種助産施設の職員)

第23条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

- 2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第二種助産施設と異常分べん)

第24条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかにこれを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 乳児院

(設備の基準)

第25条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 寝室の面積は、乳幼児 1 人につき2.47平方メートル以上であること。
- (3) 観察室の面積は、乳児 1 人につき1.65平方メートル以上であること。

第26条 乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。
- (2) 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1 室につき9.91平方メートル以上とし、乳幼児 1 人につき2.47平方メートル以上であること。

（職員）

第27条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、乳幼児20人以下を入所させる施設にあっては個別対応職員を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に 5 年以上従事した者又は法第13条第 2 項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 心理療法担当職員は、大学等（大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学をいう。以下同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第388号）の規定による大学をいう。以下同じ。）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 5 看護師の数は、乳児及び満 2 歳に満たない幼児おおむね 1.7 人につき 1 人以上、満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 2 人につき 1 人以上、満 3 歳以上の幼児おおむね 4 人につき 1 人以上（これらの合計数が 7 人未満であるときは、7 人以上）とする。
- 6 看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児 10 人を入所させる乳児院には 2 人以上、乳幼児が 10 人を超える場合は、おおむね 10 人増すごとに 1 人以上看護師を置かなければならない。
- 7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児 20 人以下を入所させる施設には、保育士を 1 人以上置かなければならない。

第 28 条 乳幼児 10 人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 看護師の数は、7 人以上とする。ただし、そのうちの 1 人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。

（乳児院の長の資格等）

第 29 条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、小児保健に関して学識経験を有するもの
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 乳児院の職員として 3 年以上勤務した者
- (4) 知事が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 法第 12 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事

した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（養育）

第30条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

- 2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第15条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

- 3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（乳児の観察）

第31条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第32条 乳児院の長は、第30条第1項に規定する目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第33条 乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にそ

の改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第34条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第 4 章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第35条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 母子室には、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
- (3) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。
- (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。

(職員)

第36条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かななければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かななければならない。
- 3 心理療法担当職員は、大学等の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員及び少年を指導

する職員の数は、それぞれ 2 人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として 3 年以上勤務した者
- (4) 知事が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 2 母子生活支援施設の長は、2 年に 1 回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 厚生労働省地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者

- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 高等学校（学校教育法の規定による高等学校をいう。以下同じ。）、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校若しくは中等教育学校（同法の規定による中等教育学校をいう。以下同じ。）を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（以下「高卒資格者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

（生活支援）

第39条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第40条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第41条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（保育所に準ずる設備）

第42条 第35条第4号の規定により母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第46条第2項を除く。）を準用する。

- 2 保育所に準ずる設備に置く保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第43条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第 5 章 保育所

(設備の基準)

第44条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 3 階までの部分に限り、屋内と階段室

		<p>とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4 階以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>建築基準法施行令第123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

㍑ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

㍒ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第45条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事

を提供するよう努めること。

- 2 地方公共団体（県、市町村並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合をいう。以下同じ。）が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（地方公共団体が設置するものに限る。以下この項において同じ。）について、厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第1条各号に掲げる要件を満たしていることを認めて同法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。次条第3項において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、当該保育所の乳児又は満3歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

（職員）

第46条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下この項において「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法の規定による幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下この項において「短時間利用児」という。）おおむね

35人につき 1 人以上、1 日に 8 時間程度利用する幼児（以下この項において「長時間利用児」という。）おおむね 20人につき 1 人以上）、満 4 歳以上の幼児おおむね 30人につき 1 人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね 35人につき 1 人以上、長時間利用児おおむね 30人につき 1 人以上）とする。ただし、保育所 1 につき 2 人を下ることはできない。

- 3 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法第 2 条第 1 項に規定する構造改革特別区域内における保育所であつて、乳児 4 人以上 6 人未満を入所させるものについて、同法第 4 条第 9 項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所における前項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限つて、保育士とみなすことができる。

（保育時間）

第 47 条 保育所における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

（保育の内容）

第 48 条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

（保護者との連絡）

第 49 条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（公正な選考）

第 50 条 就学前保育等推進法第 10 条第 1 項第 4 号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第 13 条第 2 項の規定により読み替えられた法第 24 条第 3 項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

（利用料）

第51条 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第6章 児童厚生施設

（設備の基準）

第52条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- (2) 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

（職員）

第53条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 高卒資格者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (5) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (6) 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、知事）が適当と認めたもの
ア 大学等において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
イ 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは

体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院（同法の規定による大学院をいう。以下同じ。）への入学が認められた者
ウ 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
エ 外国の大学（外国における大学に相当する学校をいう。以下同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項）

第54条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

（保護者との連絡）

第55条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

第 7 章 児童養護施設

（設備の基準）

第56条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。
- (3) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (4) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (5) 児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。

(6) 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

(職員)

第57条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、大学等の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね6人につき1人以上とする。ただし、児童45人以下を入所させる施設にあつては、更に1人以上を加えるものとする。

7 看護師の数は、乳児おおむね1.7人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

(児童養護施設の長の資格等)

第58条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるため

の研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童養護施設の職員として 3 年以上勤務した者
- (4) 知事が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 2 児童養護施設の長は、2 年に 1 回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第59条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 大学等の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第 2 項の規定に

より大学院への入学を認められた者

- (6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 高卒資格者等であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- (10) 3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
(養護)

第60条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第61条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

- 2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
- 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。
- 4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第62条 児童養護施設の長は、第60条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第63条 児童養護施設は、自らその行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第64条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第65条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第 8 章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第66条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。
- (3) 男子と女子の居室は、これを別にすること。
- (4) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第67条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置

かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、大学等の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は大学等の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。
- 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。
- 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童5人につき1人以上とする。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第68条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有するもの
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 情緒障害児短期治療施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 情緒障害児短期治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（心理療法、生活指導及び家庭環境の調整）

第69条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第70条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第71条 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第43条の2に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第72条 情緒障害児短期治療施設については、第64条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第73条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第 9 章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第74条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

- 2 前項に規定する設備以外の設備については、第56条（第2号ただし書を除く。）の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

(職員)

第75条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 心理療法担当職員は、大学等の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は大学等の学部で、心理学に関する科目

の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童5人につき1人以上とする。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第76条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する児童自立支援専門員養成所（第3号において「養成所」という。）において行われる児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有するもの

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（養成所において行われる児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（次号において「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年以上）従事した者

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が5年以上（講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は法第59条の4第1項の指定都市若しくは児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事し

た期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童自立支援専門員の資格）

第77条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有するもの
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (4) 大学等の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は大学等の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- (5) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- (6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

- (7) 高卒資格者等であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの
- (8) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの
(児童生活支援員の資格)

第78条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者
(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第79条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

- 2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。
- 3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第61条（第2項を除く。）の規定を準用する。

(自立支援計画の策定)

第80条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第81条 児童自立支援施設は、自らその行う法第44条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第82条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも 1 人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第83条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第84条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

第10章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第85条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(職員)

第86条 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かななければならない。

2 前項の職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第87条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければなら

ない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(特例幼保連携保育所の特例)

- 2 島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）第 2 条の要件（同条例第 3 条の幼保連携型認定こども園に係るものに限る。附則第 7 項において「認定要件」という。）を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満 2 歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第44条第 6 号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面 積
1 学級	180平方メートル
2 学級以上	320+100×（学級数－2）平方メートル

- 3 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児につき第44条第 6 号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面 積
-------	-----

2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3 学级以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- 4 特例幼保連携保育所であって、満 3 歳以上の幼児につき第 46 条第 2 項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満 3 歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。
- 5 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から 3 年とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、第 4 項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を 6 年とすることができる。
- 7 附則第 2 項から前項までの規定は、認定要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第 4 項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。（省令の経過措置の取扱い）
- 8 次の各号に掲げる規定の経過措置は、この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後においても当該各号の規定の例により適用する。
- (1) 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 15 号）附則第 2 条から第 5 条まで（この条例の対象となる施設に係る部分に限る。）
- (2) 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 51 号）

附則第 2 項

- (3) 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第29号）附則第 2 項
- (4) 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）附則第 2 条、第 3 条及び第 5 条（この条例の対象となる施設に係る部分に限る。）
- (5) 児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第110号）附則第 2 条

島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 19 号

島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

島根県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

題名中「認定基準」を「認定要件」に改める。

第 1 条中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、「認定こども園」の次に「（法第 7 条第 1 項の認定こども園をいう。以下同じ。）」を加え、「基準」を「要件」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（認定こども園の認定の要件）

第 2 条 法第 3 条第 1 項及び第 3 項の条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 3 条から第 6 条までのいずれかに該当する施設であること。
- (2) 法第 2 条第 6 項の子育て支援事業のうち、認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- (3) 第 8 条から第13条までに規定する基準に適合すること。

第 4 条第 1 号中「終了後、」の次に「当該施設に在籍している子どものうち」を加え、同条第 2 号中「とするもの」の次に「（就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年 文部科学省
令第 3
厚生労働省

号）第 1 条に規定する施設を除く。）」を加える。

第 5 条中「の満 3 歳以上の子ども」の次に「（当該施設が所在する市町村における児童福祉法第24条第 4 項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）」を加える。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第11条第 1 項中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 3 項」に改める。

第13条第 1 号中「すべて」を「全て」に改め、同条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、第10号を第 9 号とし、同条に次の 1 号を加える。

- (10) 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 20 号

島根県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第 1 条 島根県障害者施策推進協議会条例（昭和46年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第26条第 3 項」を「第34条第 3 項」に改める。

第 2 条 島根県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県障がい者施策審議会条例

第 1 条中「第34条第 3 項」を「第36条第 3 項」に、「島根県障害者施策推進協議会（以下「協議会」）」を「同条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する島根県障がい者施策審議会（以下「審議会」）」に改める。

第 2 条から第 6 条までの規定中「協議会」を「審議会」に改める。

第 7 条中「協議会」を「審議会」に、「はかって」を「諮って」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第 1 条第 1 号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 21 号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第 8 条 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第

8 条第 1 項の規定に基づく食品衛生検査施設の設備の基準は、同条第 2 項第 1 号に掲げる設備に係る同項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 政令第 8 条第 1 項の規定に基づく食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

別表第 2 の第 1 の 2 の(1)中「包装食肉」の次に「（包装された生食用食肉を含む。以下同じ。）」を加え、同表の第 2 の 1 の(3)のうち「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）」を「政令」に改め、同表の第 2 の 2 の(1)のアの(イ)中「ふた付き容器」を「蓋付き容器」に改め、同表の第 2 の 2 の(1)のイに次のように加える。

(イ) 生食用食肉を加工し、又は調理する場合には、調理室に専用の場所を設け、次に掲げる専用の設備を設け、及び肉塊が接触する設備は専用のものを設けること。

a 手指の消毒設備及び流水式手洗い設備

b 器具を洗浄するための流水式で、下洗いと仕上げ洗いを区分して行うことができる設備

c 器具の殺菌又は消毒ができる設備

d 温度計を備えた加熱殺菌設備（加工を行う場合に限る。）

e 加熱殺菌後に用いる冷却設備（加工を行う場合に限る。）

別表第 2 の第 2 の 2 の(1)のイに次のように加える。

(甲) 生食用食肉を加工し、又は調理する場合には、調理室に専用の場所を設け、アの(イ)の a から e までに掲げる設備を設け、及び肉塊が接触する設備は専用のものを設けること。

別表第 2 の第 2 の 2 の(10)のアの(イ)中「、とさつ放血皮はぎ」を「、とさつ放血皮剥ぎ」に、「とさつ放血皮はぎ室」を「とさつ放血皮剥ぎ室」に改め、同表の第 2 の 2 の(10)のアの(ウ)中「とさつ放血皮はぎ室」を「とさつ放血皮剥ぎ室」に、「すべて」を「全て」に改め、同表の第 2 の 2 の(10)のアに次のように加える。

(甲) 生食用食肉を加工し、又は調理する場合には、食肉処理室に専用の場所を設け、(1)のアの(イ)の a から e までに掲げる設備を設け、及び肉塊が接触する設備は専用のものを設けること。

別表第 2 の第 2 の 2 の(10)のイに次のように加える。

(乙) 生食用食肉を加工し、又は調理する場合には、食肉処理室に専用の場所を設け、(1)のアの(イ)の a から e までに掲げる設備を設け、及び肉塊が接触する設備は専用のものを設けること。

別表第 2 の第 2 の 2 の(11)に次のように加える。

エ 生食用食肉を加工し、又は調理する場合には、食肉処理室に専用の場所を設け、(1)のアの(イ)の a から e までに掲げる設備を設け、及び肉塊が接触する設備は専用のものを設けること。

附 則

この条例中別表第 2 の第 2 の 2 の(1)のアの(イ)、同表の第 2 の 2 の(10)のアの(イ)及び同表の第 2 の 2 の(10)のアの(ウ)の改正規定は公布の日から、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に 1 条を加える改正規定及び別表第 2 の第 2 の 1 の(3)のウの改正規定は平成 24 年 4 月 1 日から、その他の規定は平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 22 号

島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例

島根県立農林大学校条例（昭和57年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項の表飯南寮の項中「3,000円」を「9,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に飯南寮に入舎している者に係る施行日から平成25年 3 月31日までの間の飯南寮に係る寄宿舍使用料については、なお従前の例による。

島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例をここに公布する。
平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 23 号

島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（第28条第 9 項及び第29条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第34条第 7 項（第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第 2 項ただし書の規定に基づき、省令の定めるところを参酌して、知事が設置する標識の寸法について必要な事項を定めるものとする。

(指定猟法禁止区域等の標識の寸法)

第 2 条 次に掲げる標識の寸法は、規則で定める。

- (1) 法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める指定猟法禁止区域の標識の寸法
- (2) 法第28条第 9 項において準用する法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める鳥獣保護区の標識の寸法
- (3) 法第29条第 4 項において準用する法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める特別保護地区の標識の寸法
- (4) 法第34条第 7 項の規定により条例で定める休猟区の標識の寸法
- (5) 法第35条第12項において準用する法第34条第 7 項の規定により条例で定める特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域の標識の寸法
- (6) 省令第37条第 2 項ただし書の規定により条例で定める特別保護指定区域の標識の寸法

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 24 号

島根県漁港管理条例の一部を改正する条例

島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 五十猛の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた五十猛漁港に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、施行日以後においては和江漁港に係る処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 25 号

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例

島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「、調査」を削る。

別表中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同表第17号中「アナログ写真においては、」を削り、「3,480円」を「1,310円」に、「1,160円」を「610円」に改め、「デジタル写真においては、1視野につき1,960円。ただし、1視野増すごとに860円を加算する。」を削り、同号を同表第16号とし、同表中第18号を第17号とし、同表第19号中「成績書等の複本」を「成績書の複本」に改め、「。ただし、アナログ写真を含む成績書等の場合は、写真1枚につき570円を、写真1枚増すごとに330円を加算する。デジタル写真を含む成績書等の場合は、写真1枚につき730円を、写真1枚増すごとに420円を加算する。」を削り、同号を同表第18号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県産業技術センター条例第5条第1項の規定により調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 26 号

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「管理」の次に「並びに同校の職業訓練」を加える。

第 2 条中「昭和44年法律第64号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 3 条第 1 項中「昭和44年労働省令第24号」の次に「。以下「省令」という。」を、「規定する普通課程」の次に「の普通職業訓練」を加える。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（技術校以外の施設において行うことができる職業訓練）

第 7 条 法第15条の 6 第 1 項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。
- (2) 省令第 9 条に規定する短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。
- (3) 教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

（技術校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練）

第 8 条 法第15条の 6 第 3 項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 27 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

県営住宅の入居者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第 22 条第 1 項において同じ。）があること。

(2) 法第 23 条各号に掲げる条件

(3) 入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第 6 条中第 3 項を第 7 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

6 次に掲げる地域内の県営住宅に係る第 1 項の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同項第 1 号の条件を具備する者とみなす。

(1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域及び同法第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる区域

(2) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(3) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された豪雪地帯

(4) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村の区域

(5) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第 2 条第 1 項の規定により指定された
半島振興対策実施地域

第 6 条中第 2 項を第 5 項とし、第 1 項の次に次の 3 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（次項及び第 4 項において「要介護者」という。）を除く。）にあっては、前項第 1 号に掲げる条件を具備することを要しない。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第117号）第11条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項

に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

3 知事は、入居の申込みをした者が要介護者に該当するかどうかを判断する場合において必要があると認めるときは、当該職員に、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 知事は、入居の申込みをした者が要介護者に該当するかどうかを判断する場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。
第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(入居資格の特例)

第 6 条の 2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第 1 項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係る県営住宅又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる県営住宅の入居者は、前条第 1 項各号（同条第 2 項に規定する者にあつては、同条第 1 項第 2 号及び第 3 号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から 3 年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第 8 条第 3 項第 7 号中「老人」を「高齢者」に改める。

附則第 6 項を削る。

附則第 7 項中「第 6 条第 2 項」を「第 6 条第 5 項」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 8 項を附則第 7 項とし、附則第 9 項を附則第 8 項とする。

附則第 10 項中「第 8 項」を「第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 11 項を附則第 10 項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者は、この条例による改正後の島根県営住宅条例第 6 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、同条第 1 項第 1 号に掲げる条件を具備することを要しない。

島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 28 号

島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

島根県工業用水道料金徴収条例（昭和43年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条中「別表の規定」を「別表に掲げる単価」に改め、同条を第 3 条とする。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本使用水量 企業管理規程の定めるところにより知事が承認した 1 日当たりの使用水量をいう。
- (2) 特定使用水量 基本使用水量を超えて使用する 1 日当たりの水量で、企業管理規程の定めるところにより知事が承認したものをいう。
- (3) 超過使用水量 基本使用水量又は特定使用水量を超えて使用した場合において企業管理規程の定めるところにより算定した水量をいう。
- (4) 原水 江の川工業用水道における浄水処理を行わない工業用水をいう。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

名 称	区 分	単 価
飯梨川工業用水道	基本料金	基本使用水量 1 立方メートル当たり 17 円 50 銭
	特定料金	特定使用水量 1 立方メートル当たり 17 円 50 銭

	超過料金		超過使用水量 1 立方メートル当たり 35円
江の川工業用 水道	基本 料金	400 立方メートル以下の水量	基本使用水量 1 立方メートル当たり 45円（原水については、9円）
		400 立方メートルを超える水量	基本使用水量 1 立方メートル当たり 20円（原水については、9円）
	特定 料金	400 立方メートル以下の水量	特定使用水量 1 立方メートル当たり 45円（原水については、9円）
		400 立方メートルを超える水量	特定使用水量 1 立方メートル当たり 20円（原水については、9円）
	超過 料金	400 立方メートル以下の水量	超過使用水量 1 立方メートル当たり 90円（原水については、18円）
		400 立方メートルを超える水量	超過使用水量 1 立方メートル当たり 40円（原水については、18円）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 29 号

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第31条において準用する法第12条及び第19条第 3 項の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）及び水道技術管理者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督者を置かなければならない水道の布設工事)

第 2 条 法第31条において準用する法第12条第 1 項の条例で定める水道の布設工事は、県が行う水道用水供給事業に係るものとする。

(布設工事監督者の資格)

第 3 条 法第31条において準用する法第12条第 2 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正 7 年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有

する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10 年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 規則の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

（水道技術管理者の資格）

第 4 条 法第 31 条において準用する法第 19 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者については 6 年以上、同条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 規則の定めるところにより、前 2 号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 30 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,627人」を「1,626人」に、「195人」を「196人」に、「934人」を「983人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,277人」を「5,157人」に、「361人」を「360人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 31 号

島根県立図書館条例の一部を改正する条例

島根県立図書館条例（昭和44年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「委員の」の次に「任命の基準、」を加え、同条中第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項中「協議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 32 号

島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例

島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第20条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「協議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 33 号

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「146人」を「147人」に、「824人」を「831人」に、「432人」を「436人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 34 号

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第 3 条において同じ。）に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 49 年島根県条例第 9 号）の特例に関し規定することを目的とする。

(救難作業等手当の特例)

第 2 条 地方警察職員（警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 56 条第 2 項に規定する地方警察職員をいう。以下「職員」という。）が次に掲げる作業に従事したときは、救難作業等手当を支給する。

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
- (2) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下この号及び次号において「本部長指示」という。）により、同法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 1 項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 本部長指示により、居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（前 2 号に掲げるものを除く。）

2 前項の手当の額は、1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号の作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 20,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、40,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額）
 - (2) 前項第 1 号の作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの 5,000円
 - (3) 前項第 2 号の作業のうち屋外において行うもの 10,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、20,000円）
 - (4) 前項第 2 号の作業のうち屋内において行うもの 2,000円
 - (5) 前項第 3 号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円
 - (6) 前項第 3 号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円
- 3 同一の日において、前項各号の作業のうち 2 以上の作業に従事した場合には、これらの作業に係る手当のうちその額の最も高いものの一を支給する。
- 4 第 2 項第 3 号又は第 5 号の作業に従事した時間が 1 日について 4 時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る救難作業等手当の額は、前 2 項の規定により受けるべき額に 100 分の 60 を乗じて得た額とする。

第 3 条 職員が東日本大震災に対処するため地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第 14 条第 1 項各号に掲げる作業に引き続き 5 日以上従事した場合の救難作業等手当の額は、同条第 2 項の規定にかかわらず、1,680円とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。
(救難作業等手当の内払)
- 2 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により、平成 23 年 3 月 11 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた救難作業等手当は、この条例による救難作業等手当の内払とみなす。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 35 号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 別表第 1 の 41 の項の運転免許証の再交付の手数料及び同表の 47 の 4 の項の運転経歴証明書の再交付の手数料は、著しく激甚な災害（公安委員会が指定するものに限る。）により被害を受け、公安委員会が手数料を免除することが適当であると認める者については、これを免除することができる。

別表第 1 の 38 の項から 41 の項までを次のように改める。

38 道路交通法（以下この項において「法」という。）第 89 条第 1 項の規定に基づく運転免許試験を受けようとする者	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験		
	(1) 法第 97 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1 件につき	1,600 円
	(2) 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1 件につき	1,900 円
	(3) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受	1 件につき	4,600 円 (法第 97 条第 1 項第 2

	けない場合	号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,700円)
2	普通自動車免許に係る試験	
	(1) 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,800円
	(2) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,900円
	(3) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき 2,200円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,050円)
3	特定第1種運転免許 (大型特殊自動車免許、大型自動2輪車免許、普通自動2輪車免許)	

	許又は牽引免許をい う。以下同じ。) 又は 大型特殊自動車第 2 種 免許若しくは牽引第 2 種免許に係る試験		
	(1) 法第97条の 2 第 1 項第 2 号に該当して 同項の規定の適用を 受ける場合	1 件につき	1,750円
	(2) 法第97条の 2 第 1 項第 3 号に該当して 同項の規定の適用を 受ける場合	1 件につき	1,900円
	(3) 法第97条の 2 第 1 項の規定の適用を受 けない場合	1 件につき	3,050円 (法第97条第 1 項第 2 号に掲げる事項につい て行う試験を公安委員 会が提供する自動車 を使用して受ける場合 あつては、4,600円)
4	小型特殊自動車免許 又は原動機付自転車免 許に係る試験		
	(1) 法第97条の 2 第 1 項の規定の適用を受 ける場合	1 件につき	1,900円
	(2) 法第97条の 2 第 1	1 件につき	1,500円

	項の規定の適用を受 けない場合		
5	大型自動車第 2 種免 許、中型自動車第 2 種 免許又は普通自動車第 2 種免許に係る試験		
(1)	法第97条の 2 第 1 項第 2 号に該当して 同項の規定の適用を 受ける場合	1 件につき	1,750円
(2)	法第97条の 2 第 1 項第 3 号に該当して 同項の規定の適用を 受ける場合	1 件につき	1,900円
(3)	法第97条の 2 第 1 項の規定の適用を受 けない場合	1 件につき	4,600円 (法第97条第 1 項第 2 号に掲げる事項につい て行う試験を公安委員 会が提供する自動車 を使用して受ける場合 にあっては、7,650円)
6	仮運転免許に係る試 験		
(1)	法第97条の 2 第 1 項第 2 号に該当して 同項の規定の適用を 受ける場合	1 件につき	1,700円

	(2) 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1 件につき 1,550円
	(3) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1 件につき 3,000円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円)
38の2 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査を受けようとする者	1 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	1 件につき 3,850円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,950円)
	2 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	1 件につき 4,050円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,900円)
39 道路交通法第91条の規定により運転することができる自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の		1 件につき 1,550円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,100円)

全部又は一部の解除を受けるための審査を受けようとするもの		
40 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付を受けようとする者	1 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証	1件につき 2,050円 (道路交通法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)
	2 仮運転免許に係る免許証	1件につき 1,100円
41 道路交通法第94条第2項の規定に基づく運転免許証の再交付を受けようとする者	1 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証	1件につき 3,600円
	2 仮運転免許に係る免許証	1件につき 1,100円

別表第1の43の項を次のように改める。

43 技能検定員審査を	1 大型自動車免許又は	1件につき 23,500円
-------------	-------------	---------------

受けようとする者	中型自動車免許に係る技能検定員審査		
	2 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1 件につき	19,650円
	3 特定第 1 種運転免許に係る技能検定員審査	1 件につき	14,500円
	4 大型自動車第 2 種免許、中型自動車第 2 種免許又は普通自動車第 2 種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第 1 種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第 2 種免許等に係る技能検定員審査」という。）	1 件につき	21,850円

別表第 1 の 45 の項から 47 の 2 の項までを次のように改める。

45 教習指導員審査を受けようとする者	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1 件につき	15,000円
	2 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1 件につき	11,800円
	3 特定第 1 種運転免許	1 件につき	9,450円

	に係る教習指導員審査 4 大型自動車第 2 種免許、中型自動車第 2 種免許又は普通自動車第 2 種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第 1 種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第 2 種免許等に係る教習指導員審査」という。）	1 件につき 12,850円
46 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験を受けようとする者	1 普通自動車免許に係る再試験 2 大型自動 2 輪車免許又は普通自動 2 輪車免許に係る再試験	1 件につき 1,950円 （道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,800円） 1 件につき 1,700円 （道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動 2 輪車又は普

	3 原動機付自転車免許に係る再試験	通自動 2 輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,250 円) 1 件につき 1,000 円
47 道路交通法（以下この項において「法」という。）第 101 条第 1 項又は法第 101 条の 2 第 1 項の規定に基づく運転免許証（以下この項において「免許証」という。）の更新を受けようとする者	1 免許証の更新（法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	1 件につき 2,500 円
	2 免許証の更新（法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	1 件につき 2,500 円
47 の 2 道路交通法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく更新申請の経由を受けようとする者		1 件につき 550 円

別表第 1 の 47 の 3 の項の次に次のように加える。

47 の 4 道路交通法第		1 件につき 1,000 円
---------------	--	----------------

104条の 4 第 7 項の 規定に基づく運転経 歴証明書の再交付を 受けようとする者		
--	--	--

別表第 1 の 48 の項及び 49 の項を次のように改める。

48 道路交通法第 107 条の 7 第 1 項の規定に基づく国外運転免許証の交付を受けようとする者		1 件につき 2,400円
49 道路交通法（以下この項において「法」という。）第 108 条の 2 第 1 項各号に掲げる講習を受けようとする者	1 法第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる講習	講習 1 時間につき 700円
	2 法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる講習	講習 1 時間につき 2,450円
	3 法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる講習	講習 1 時間につき 2,200円
	4 法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習 (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習 1 時間につき 4,700円
	(2) 普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間につき 2,450円
5 法第 108 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる講習 (1) 大型自動 2 輪車免	講習 1 時間につき	

	許に係る講習	4,150円
	(2) 普通自動 2 輪車免 許に係る講習	講習 1 時間につき 4,050円
6	法第108条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる講習	講習 1 時間につき 1,400円
7	法第108条の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講習	講習 1 時間につき 3,150円
8	法第108条の 2 第 1 項第 8 号に掲げる講習	講習 1 時間につき 1,250円
9	法第108条の 2 第 1 項第 9 号に掲げる講習	講習 1 時間につき 650円
10	法第108条の 2 第 1 項第10号に掲げる講習	
	(1) 普通自動車免許に 係る講習	講習 1 時間につき 2,100円
	(2) 大型自動 2 輪車免 許に係る講習	講習 1 時間につき 2,750円
	(3) 普通自動 2 輪車免 許に係る講習	講習 1 時間につき 2,600円
	(4) 原動機付自転車免 許に係る講習	講習 1 時間につき 2,450円
11	法第108条の 2 第 1 項第11号に掲げる講習	
	(1) 法第92条の 2 第 1 項の表備考 1 の 2 に 規定する優良運転者 に対する講習	1 講習につき 600円

(2) 法第92条の2第1項の表備考1の3に規定する一般運転者に対する講習	1 講習につき 950円
(3) 法第92条の2第1項の表備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習	1 講習につき 1,500円 (運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)で定める道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、950円)
12 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習	1 講習につき 5,800円 (当該講習が法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円)
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている	1 講習につき 2,350円

	者に対する講習 13 法第108条の 2 第 1 項第13号に掲げる講習	1 講習につき 13,350円 (当該講習が道路交通 法施行規則(昭和35年 総理府令第60号)第38 条第13項第 2 号の表第 1 号に掲げる講習方法 に係るものである場合 にあっては、9,200 円)
--	--	---

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 2 条関係)

審 査 細 目	区 分	技能検定員審査の手数 料の額から減ずる額
1 技能検定員として 必要な自動車の運転 技能	大型自動車免許又は中型 自動車免許に係る技能検 定員審査	4,150円
	普通自動車免許に係る技 能検定員審査	3,750円
	特定第 1 種運転免許に係 る技能検定員審査	1,300円
	大型自動車第 2 種免許等 に係る技能検定員審査	4,450円
2 自動車の運転技能 に関する観察及び採 点の技能	大型自動車免許又は中型 自動車免許に係る技能検 定員審査	7,000円

	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,400円
	特定第 1 種運転免許に係る技能検定員審査	2,200円
	大型自動車第 2 種免許等に係る技能検定員審査	7,800円
3 道路交通法第108条の28第 4 項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	特定第 1 種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	特定第 1 種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,250円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第 1 種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円

る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査については3,050円を減ずるものとする。

- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の43の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については200円を、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

審査細目	区 分	教習指導員審査の手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,150円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,750円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教	1,400円

	習指導員審査	
	特定第 1 種運転免許に係る教習指導員審査	1,500円
	大型自動車第 2 種免許等に係る教習指導員審査	1,900円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	特定第 1 種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
4 道路交通法第108条の28第 4 項に規定する教則の内容と なっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第 1 種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第 1 種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
6 教習指導員として	大型自動車免許又は中型	1,350円

必要な教育についての知識	自動車免許に係る教習指導員審査	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,150円
	特定第 1 種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
7 道路運送法第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 条第 1 項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第 2 種免許等に係る教習指導員審査	2,700円
備考		
<p>1 教習指導員審査を受けようとする者が 1 の項及び 2 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1 の項及び 2 の項の右欄に定めるところによるほか、別表第 1 の 45 の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については 3,000 円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 950 円を、特定第 1 種運転免許に係る教習指導員審査については 1,050 円を、大型自動車第 2 種免許等に係る教習指導員審査については 3,050 円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が 4 の項及び 5 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4 の項及び 5 の項の右欄に定めるところによるほか、別表</p>		

第 1 の 45 の 項 の 右 欄 に 定 め る 額 から 更 に 大 型 自 動 車 免 許 又 は 中 型 自 動 車 免 許 に 係 る 教 習 指 導 員 審 査 に つ い て は 100 円 を、 普 通 自 動 車 免 許 に 係 る 教 習 指 導 員 審 査 に つ い て は 100 円 を、 特 定 第 1 種 運 転 免 許 に 係 る 教 習 指 導 員 審 査 に つ い て は 50 円 を 減 ず る も の と す る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行し、この条例による改正後の警察に関する手数料条例第6条第2項の規定は、平成23年3月11日から適用する。

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 36 号

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成14年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100分の140」を「100分の130」に改める。

別表第 1 中「960,000円」を「940,000円」に、「835,000円」を「820,000円」に、「770,000円」を「760,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 37 号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成14年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

「平成24年 3 月 31 日」を「平成26年 3 月 31 日」に、「100分の20」を「100分の10」に、「100分の15」を「100分の 5」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。